

南陽市災害廃棄物処理計画

平成 30年11月
令和 8年 1月 改定



南 陽 市

目 次

第1章 総則

第1節 計画策定の目的と位置付け

| | |
|-------------|---|
| 1 計画策定の目的 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画の点検・見直し | 2 |

第2節 基本的事項

| | |
|------------------------|---|
| 1 対象とする災害 | 2 |
| 2 災害の規模別、種類別の対策 | 2 |
| (1)地震災害による被害想定 | 2 |
| (2)水害による被害想定 | 2 |
| (3)災害種別の対策 | 4 |
| 3 対象とする廃棄物 | 5 |
| 4 災害廃棄物等の基本方針 | 6 |
| 5 災害廃棄物等の処理 | 7 |
| (1)災害発生後の時期区分と特徴 | 7 |
| (2)災害発生初動期の体制構築の流れ | 7 |
| (3)災害廃棄物担当業務及び実施スケジュール | 8 |

第2章 組織及び協力・支援体制

第1節 庁内組織体制と業務概要

| | |
|-------------------|----|
| 1 災害廃棄物処理に係る組織体制 | 9 |
| 2 確保すべき人材 | 9 |
| 3 関係部課との連携・情報共有体制 | 10 |
| 4 職員への教育訓練 | 10 |

第2節 庁外組織との連携・支援体制

| | |
|---------------------|----|
| 1 連携・協力体制の構築 | 10 |
| (1)山形県・他市町・関係機関との連携 | 10 |
| (2)山形市、県内広域組合との協力連携 | 11 |
| (3)民間事業者との連携 | 11 |

第3章 災害廃棄物の処理

第1節 災害廃棄物処理実行計画の策定

第2節 片付けごみ、損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の処理

| | |
|------------------|----|
| 1 災害廃棄物発生量・処理可能量 | 13 |
| (1)発生量 | 13 |
| (2)処理可能量 | 14 |
| 2 分別・排出 | 15 |
| (1)分別 | 15 |
| (2)排出 | 16 |
| 3 処理フロー | 16 |
| 4 収集運搬 | 17 |
| (1)収集運搬車両 | 17 |

| | |
|-------------------------|----|
| (2)収集運搬ルート | 18 |
| (3)収集運搬ルートの設定手順 | 18 |
| 5 仮置場 | 18 |
| (1)仮置場の設置 | 18 |
| (2)仮置場の必要面積及び候補地の選定 | 19 |
| (3)仮置場設置の決定・管理・運営 | 20 |
| 6 環境対策、モニタリング | 22 |
| (1)環境保全対策 | 22 |
| (2)モニタリング | 22 |
| 7 損壊家屋の解体・撤去 | 23 |
| 8 再生利用 | 23 |
| 9 最終処分 | 23 |
| 10 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 | 23 |
| 11 思い出の品等 | 23 |
| 12 市民への啓発・広報 | 24 |

第3節 避難所等で発生する廃棄物の処理

| | |
|-----------------------|----|
| 1 生活ごみ・避難所ごみ | 24 |
| (1)生活ごみ・避難所ごみの基本処理フロー | 24 |
| (2)収集運搬方法 | 25 |
| 2 避難所ごみ | 25 |
| (1)避難所ごみの発生量 | 25 |
| (2)避難所で発生する廃棄物と収集優先順位 | 25 |
| 3 仮設トイレ等し尿処理 | 26 |
| (1)災害発生時のし尿等の基本処理フロー | 26 |
| (2)収集運搬方法 | 26 |
| (3)山形県と事業者間の災害時応援協定 | 27 |
| (4)災害発生時におけるし尿収集想定量 | 27 |
| (5)仮設トイレの確保 | 27 |

資料編

資料1 災害廃棄物に関する協定等

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1 災害時における応急対策活動に関する協定 | 29 |
| 2 災害時における人命救助活動等への支援及び建築物の解体撤去等に関する協定 | 31 |
| 3 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 | 34 |
| 4 大規模水害時における現地仮置き袋詰土砂の収集運搬に関する協定 | 37 |
| 5 非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 | 39 |

資料2 置賜広域行政事務組合 一般廃棄物処理施設

| | |
|----------------------------|----|
| 1 り災ごみ搬入時のお願い(千代田クリーンセンター) | 41 |
|----------------------------|----|

資料3 災害等廃棄物処理事業

| | |
|--|----|
| 1 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要 | 42 |
| 2 堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業が連携する場合におけるの国庫補助申請に当たっての留意事項(一部改正) | 44 |

第1章 総則

第1節 計画策定の目的と位置付け

1 計画策定の目的

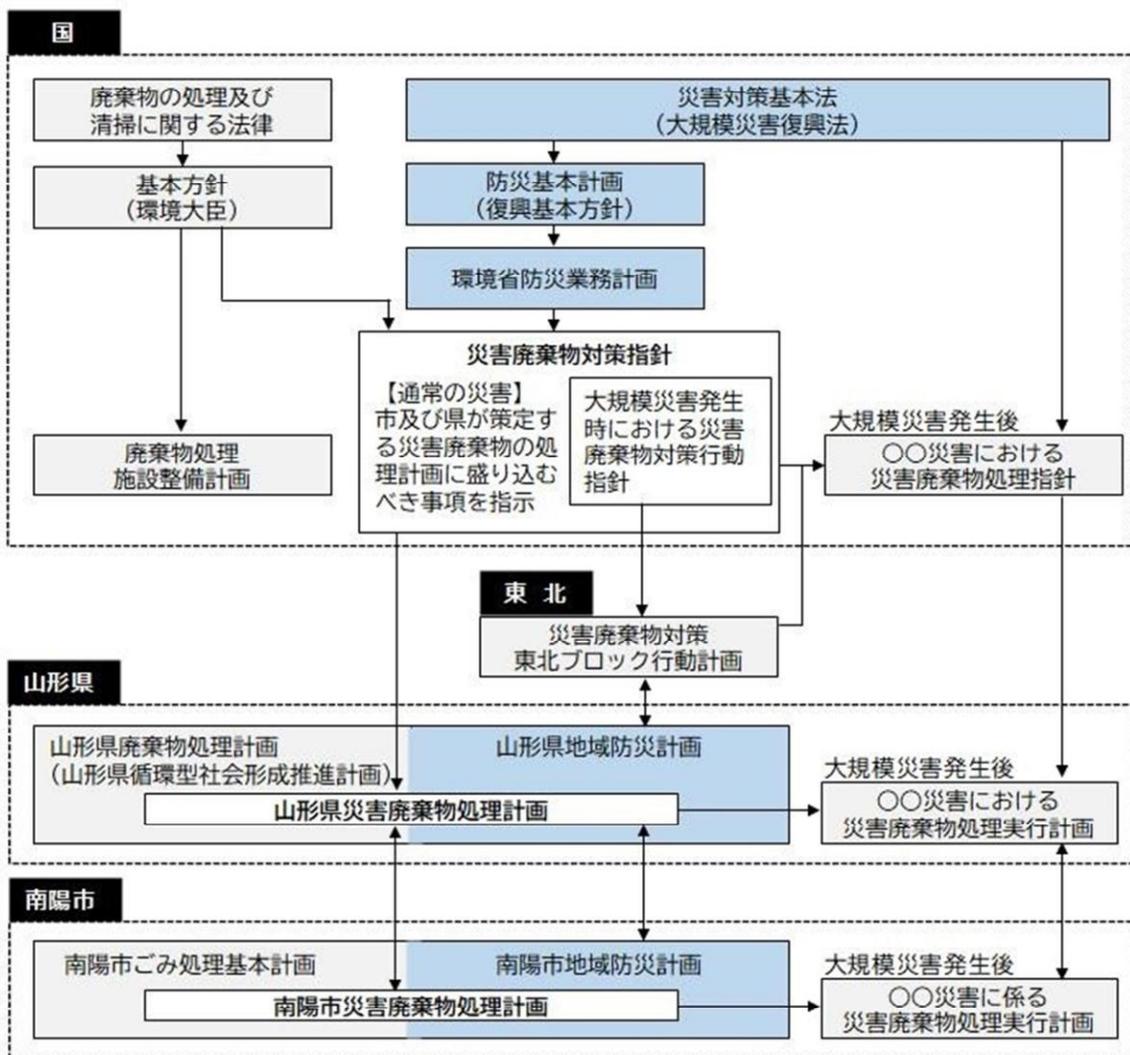
災害廃棄物は一般廃棄物であり、その処理責任は基礎自治体の市町村にあることから、南陽市災害廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)では、南陽市(以下「本市」という。)で発生する災害廃棄物に関する基本的な事項を定め、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的とするとともに、市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障を防止し、早期の復旧・復興に資することを旨とします。

また、本計画は、南陽市地域防災計画(以下「市防災計画」という。)及びその他の関連計画を補完するものであり、災害発生時の実効性を高めることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、災害廃棄物対策指針(環境省)(以下「国指針」という。)や山形県災害廃棄物処理計画(以下「県処理計画」という。)を基に策定し、市防災計画及び南陽市ごみ処理基本計画との整合性を図るものです。具体的な内容や方針は、地域の特性を踏まえて設定し、災害発生時には本計画に基づいて迅速かつ適切に対応することを目指します。

図1 本計画の位置付け



参考:「災害廃棄物対策指針」(環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)

3 計画の点検・見直し

本計画は、国指針、県処理計画、市防災計画の改定、本計画で対象とする災害の被害想定見直し等、前提条件に変更が生じた場合や、新たな災害発生等により得られた知見を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2節 基本的事項

1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は市防災計画に基づき、大規模地震や豪雨、その他自然災害とします。

地震災害については、地震動によって直接生じる震災及び地震に伴う火災や爆発等の二次災害、水害については、豪雨や台風などの多量の降雨により発生する洪水、浸水、冠水、土砂崩れ、山崩れ、崖崩れ等を対象とします。

2 災害の規模別、種類別の対策

(1) 地震災害による被害想定

県処理計画では、地震災害について「庄内平野東縁断層帯地震」、「新庄盆地断層帯地震」、「山形盆地断層帯地震」、「長井盆地西縁断層帯地震」の4つの地震を想定した被害を夏季と冬季で予測しており、本市防災計画では被害の影響が最も大きいと想定する「長井盆地西縁断層帯地震」における冬季間の地震被害を設定し、被害の概要を表1に示します。

表1 想定地震災害廃棄物発生量（冬季）

| | |
|-------------------|-------------|
| 想定地震 | 長井盆地西縁断層帯地震 |
| 想定規模 (マグニチュード) | 7.7 |
| 全壊棟数 | 1,966 |
| 半壊棟数 | 3,758 |
| 避難者数 | 3,767 |
| 発生量(t) | 316,456 |

参考：山形県地震被害想定調査報告書(H18.3)



(2) 水害による被害想定

市内には、国が管理している大規模河川の最上川をはじめ県が管理している河川がいくつかあり、令和3年の水防法改正により一級、二級の河川の洪水浸水想定区域図(※1)が公表されました。その中でも水害による災害廃棄物への影響が大きいと想定する最上川、吉野川、織機川の河川について、全国の水害事例をもとに統計情報を解析して得られた2種類の発生原単位(表3-1のA及びP4 表3-2の

B)と、平成30年8月に発生した戸沢村の大雨被害をもとに、住宅面積が大きいという山形県特有の地域事情を考慮した発生原単位(P4表3-3のC)を用いて、水害による廃棄物の発生量をP4表4のとおり試算しています。



| 河川名 | 洪水浸水想定区域 指定年月日 | 備考 |
|-----|-------------------|--------|
| 最上川 | H29.1.20 | 洪水予報河川 |
| 吉野川 | H29.1.20 | 洪水予報河川 |
| 織機川 | H31.3.26 | 水位周知河川 |
| 前川 | R 7.5.23 | — |
| 上無川 | R 7.5.23 | — |
| 北川 | R 7.5.23 | — |
| 棒川 | R 7.5.23 | — |

※1 洪水浸水想定区域図とは、水防法に基づき、洪水予報河川や水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲、水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸侵食)などを記載した図面で国、県が公表している。

表2 原単位種別別算出方法

| 原単位種別 | 算出方法 | 出典 |
|-------|--|--|
| A | 過去水害で被害を受けた171市区町村を対象として平成13年度に実施したアンケート調査の結果からの推計 | 災害廃棄物対策指針 (環境省・平成26年3月) 技術資料2-9 |
| B | 平成11年～16年に水害により災害救助法が適用された延べ127市町村を対象として平成16年度に実施したアンケート調査の結果からの推計 | 災害廃棄物対策指針 (環境省・平成30年3月改定) 技術資料14-2 |
| C | 住宅面積が大きいという本県の地域事情を考慮し、原単位Bに「1住宅当たりの延べ面積」の全国平均比(約1.5倍)を乗じて補正 | 災害廃棄物処理計画策定のための 水害廃棄物発生量推計手法の検討 (山形県・令和2年9月) |

表3-1 原単位Aを用いて試算した発生量の詳細

| 水系 | 建物被害想定戸数 | | 発生量(t) | | |
|-------|----------|-------|---------------------|---------------------|--------|
| | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 原単位:3.79t/棟 | 床下浸水 原単位:0.08t/棟 | 合計 |
| 最上川 | 844 | 276 | 3,199 | 22 | 3,221 |
| 吉野川 | 3,330 | 2,946 | 12,621 | 236 | 12,856 |
| 織機川 | 245 | 512 | 929 | 41 | 970 |
| 全体 ※1 | 4,044 | 3,452 | 15,327 | 276 | 15,603 |

参考:災害廃棄物処理計画策定のための水害廃棄物発生量推計手法の検討(山形県環境科学研究センター水環境部)

表3-2 原単位Bを用いて試算した発生量の詳細

| 水系 | 建物被害想定戸数 | | 発生量 (t) | | |
|-------|----------|-------|--------------------|--------------------|--------|
| | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 原単位:4.6t/棟 | 床下浸水 原単位:0.6t/棟 | 合計 |
| 最上川 | 844 | 276 | 3,882 | 171 | 4,054 |
| 吉野川 | 3,330 | 2,946 | 15,318 | 1,827 | 17,145 |
| 織機川 | 245 | 512 | 1,127 | 317 | 1,444 |
| 全体 ※1 | 4,044 | 3,452 | 18,602 | 2,140 | 20,743 |

参考:災害廃棄物処理計画策定のための水害廃棄物発生量推計手法の検討(山形県環境科学研究センター水環境部)

表3-3 原単位Cを用いて試算した発生量の詳細

| 水系 | 建物被害想定戸数 | | 発生量 (t) | | |
|-------|----------|-------|--------------------|---------------------|--------|
| | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 原単位:6.9t/棟 | 床下浸水 原単位:0.93t/棟 | 合計 |
| 最上川 | 844 | 276 | 5,824 | 257 | 6,080 |
| 吉野川 | 3,330 | 2,946 | 22,977 | 2,740 | 25,717 |
| 織機川 | 245 | 512 | 1,691 | 476 | 2,167 |
| 全体 ※1 | 4,044 | 3,452 | 27,904 | 3,210 | 31,114 |

参考:災害廃棄物処理計画策定のための水害廃棄物発生量推計手法の検討(山形県環境科学研究センター水環境部)

※1 全体とは最上川、吉野川、織機川の全ての川において氾濫が生じた場合を示します。

表4 想定水害災害廃棄物発生量

| 原単位種別 | 発生量(t) | | |
|-------|--------|-------|--------|
| | 床上浸水 | 床下浸水 | 合計 |
| 原単位A | 15,327 | 276 | 15,603 |
| 原単位B | 18,602 | 2,140 | 20,743 |
| 原単位C | 27,904 | 3,210 | 31,114 |

参考:災害廃棄物処理計画策定のための水害廃棄物発生量推計手法の検討(山形県環境科学研究センター水環境部)

(3) 災害種別の対策

水害により発生する廃棄物は、本市において最も発生量が多いと予測されている発生原単位Cを用いて推計した場合(表4)においても、その発生量は長井盆地西縁断層帯地震により発生する災害廃棄物の推計量(P2表1)と比較し、大幅に少ない量となります。

このため、本計画においては、積雪に伴い災害廃棄物の発生量が多く見込まれる冬季発生量(P2表1)と仮定した長井盆地西縁断層帯地震の被害規模を想定し、災害廃棄物処理の基本的な方針を定めます。水害等により生じる災害廃棄物の処理については、水害特有の事項に留意し、地震災害に準じて対応を行うこととします。

3 対象とする廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、自然災害によって発生した廃棄物(片付けごみ、損壊家屋の撤去に伴うもの等)とします。また、災害時に避難所で発生する廃棄物も対象とし、一般廃棄物として市の責任において処理を行います。

表5 対象とする廃棄物

| 種 類 | | 内 容 |
|-----------------------|-----------------|---|
| 災 害 廃 棄 物 | 柱角材 | 柱・梁・壁材、水害による流木など |
| | コンクリートがら等 | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど |
| | 金属くず | 鉄骨や鉄筋、アルミ材など |
| | 可燃物 | 繊維類、紙、細かな木くず等が混在した廃棄物 |
| | 不燃物 | 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 |
| | 粗大ごみ | 木製家具、布団類、畳類、マットレス、じゅうたんなど |
| | 腐敗性廃棄物 | 被災冷蔵庫等から排出される食品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など |
| | 廃家電 ※2 | 被災家屋から排出される家電4品目、パソコン、小型家電などの家電製品で、被災により使用できなくなったもの |
| | 廃自動車 ※3 | 被災により使用できない所有者不明の自動車、自動二輪車、原付自転車 |
| | 有害廃棄物 | 石綿、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、感染性廃棄物、化学物質、CCA(木材処理剤)、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類、廃電池類、廃蛍光灯 |
| | 危険物 | 消火器、灯油ストーブ類、ボンベ類、バッテリー、太陽光パネルなど |
| | その他、適正処理が困難な廃棄物 | 石膏ボード、廃タイヤなど市での処理が困難なもの |
| 生 活 ご み | 生活ごみ | 家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ |
| | 避難所ごみ | 避難所等から排出される生活ごみなど |
| し 尿 | 仮設トイレのし尿 ※4 | 避難所等の仮設トイレからの汲取りし尿など |

※2、3:リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づき処理を行うものとします。

※4:仮設トイレとは、災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ、災害用自走式トイレカー及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレの総称

(本計画で対象としないもの)

- ・土砂、石材等については、廃棄物ではなく自然物であるため、本計画の対象としません。

4 災害廃棄物等の基本方針

【処理期間】

東日本大震災や阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理の状況から、大規模な震災の場合は、発災から概ね3年、風水害等の場合は6か月以内に処理を終えることを目標とします。

【処理指針】

| | |
|-------------|---|
| ① 衛生的な処理の確保 | 被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する生活ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。 |
| ② 迅速な対応 | 生活衛生の確保、地域復興の観点から災害廃棄物の処理は迅速に行う。 |
| ③ 市民への対応 | 災害廃棄物等の排出・分別ルールを分かりやすく広報し、市民の混乱を防ぐとともに分別を徹底する。 |
| ④ 計画的な処理 | 道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、計画的・効率的な処理を行う。 |
| ⑤ 環境に配慮した処理 | 災害廃棄物は、可能な限り環境に配慮して処理を行う。特に不法投棄及び野焼きが禁止されていることを徹底して周知する。 |
| ⑥ 安全作業の確保 | 災害時の廃棄物は、量・質の変化、危険物や処理困難物の発生・混入等が考えられるため、作業の安全確保を図る。 |
| ⑦ 処理体制の強化 | 災害発生時には、県や県内市町村、広域的な応援協定の締結先（他自治体など）、及び関係機関と事前に定められた手順に基づき、速やかに情報交換を行い、必要な資源（人材、機材、処理施設など）の相互協力体制を確実に発動・確立する。 |
| ⑧ リサイクルの推進 | 実行計画や復興事業の進捗に合わせて、災害廃棄物の適正な分別、処理、及び再資源化を計画的に実施する。この取り組みにより、廃棄物の処理・処分量を軽減し、処理の効率化を徹底する。 |

【処理主体】

| 廃棄物発生源 | | 処理主体 |
|----------------------------|-----------------|------------|
| 道路 | | 管理者(国、県、市) |
| 下水道 | | 管理者(市) |
| 河川 | | 管理者(国、県、市) |
| 家庭 | 損壊家屋の解体・除去 | 所有者 |
| | 自動車・自動二輪車・原付自転車 | 所有者 |
| | 生活ごみ | 市 |
| | 避難所ごみ | 市 |
| | 片付けごみ | 市 |
| 建築物の損壊、焼失等による廃材等の廃棄物(公費解体) | | 市 |
| 事業所の災害廃棄物 | | 各事業者 |

【処理施設】

置賜広域行政事務組合(以下「置広」という。)が管理運営する一般廃棄物処理施設(以下「置広処理施設」という。)を最大限利用し、不足する場合は民間処理施設の活用、置広処理施設以外の広域処理を検討します。

置広処理施設とは、可燃ごみ焼却処理施設(千代田クリーンセンター)、粗大ごみ処理施設(長井クリーンセンター)、一般廃棄物最終処分場(浅川最終処分場)、し尿受入施設(中田クリーンセンター)を示しています。

【支援要請】

甚大な被害により市と民間事業者との間で締結する災害協定だけでは対応が困難な場合には、災害廃棄物の収集運搬・処理について、県へ支援を要請します。

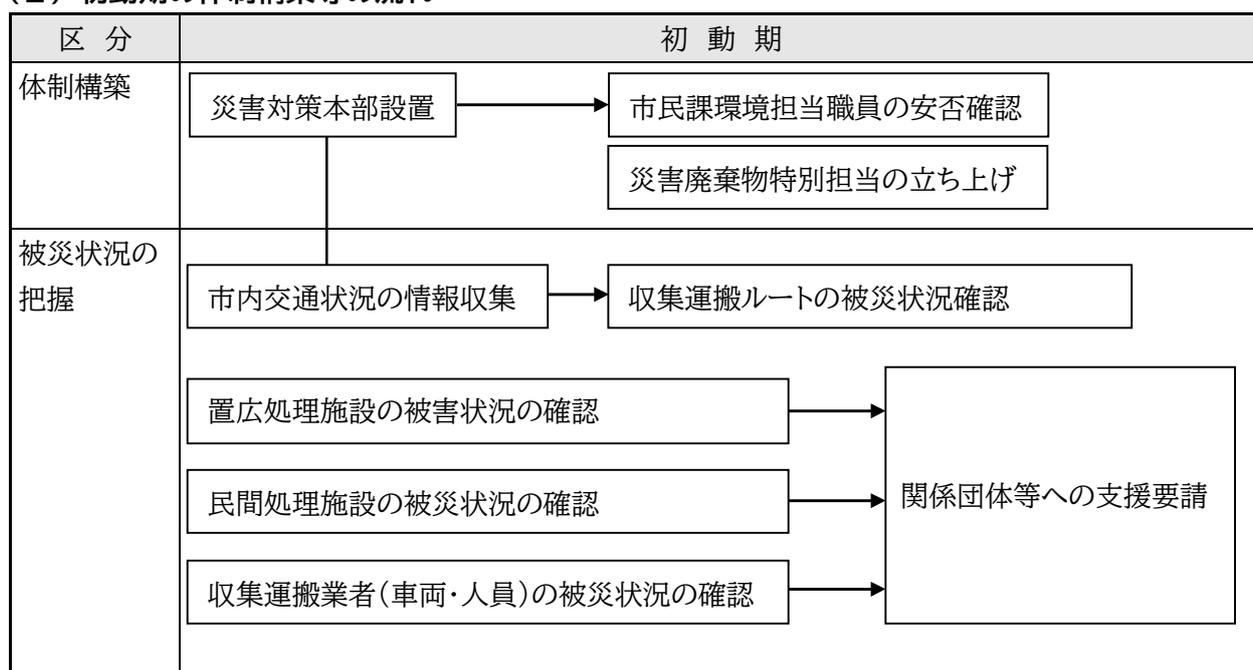
5 災害廃棄物等の処理

(1) 災害発生後の時期区分と特徴

| 時期区分 | 時期区分の特徴 | 時間の目安 |
|-----------|---|--------|
| 初動期 | ・人命救助が優先される時期 ・体制整備、被害状況の把握、必要資機材等の確保を行う | 発生後数日間 |
| 応急対応期(前半) | ・避難所生活が本格化する時期 ・主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間 | ～3週間程度 |
| 応急対応期(後半) | ・人や物の流れが回復する時期 ・災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間 | ～3か月程度 |
| 復旧・復興期 | ・避難所生活が終了する時期 ・一般廃棄物処理としての通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間 | ～3年程度 |

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる(上記は東日本大震災クラスの場合) 参考:災害廃棄物対策指針

(2) 初動期の体制構築等の流れ



(3) 災害廃棄物担当業務及び実施スケジュール

| 組織区分 | 担当 | 業務概要 | 業務実施期間 | | | | | 業務目標完了時間 | 支援要請業務 | |
|-----------|---------|------------------------------------|--------------------------|------|----|-----|--------------|----------|--------|---|
| | | | 12時間 | 24時間 | 3日 | 1週間 | 3週間 3週間以上 | | | |
| 従来組織 | 総務 | 災害時組織体制へ移行する。 | ↔ | | | | | 12時間 | ✓ | |
| | | 災害対策本部の対応を行う | ← | → | | | | — | ✓ | |
| | | 安否情報及び被害情報を要約する。 | ← | → | | | | 3日 | ✓ | |
| | | 環境系の予算及び決算対応を行う。(災害対応業務以外) | | | | | ↔ | — | | |
| | | 環境系の事務について連絡調整する。(災害対応業務以外) | | | ← | → | | — | | |
| | 廃棄物対策 | 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制を構築する。 | | | ↔ | | | 3日 | ✓ | |
| | | 避難所のし尿の収集運搬体制を構築する。 | | | ↔ | | | 3日 | ✓ | |
| | | 上記の収集運搬体制を進捗に応じて見直し、必要に応じて支援要請する。 | | | ↔ | | | 3日 | ✓ | |
| | | 一般廃棄物にかかわる施策の企画・調整を行う。 | | | | | ↔ | — | | |
| | | 一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物の分別及び収集運搬計画を策定する。 | | | | | ↔ | — | | |
| | ごみ減量 | 不法投棄・野外焼却等の監視パトロールを実施する。 | | | ← | → | | 1週間 | ✓ | |
| | | ごみ収集所やごみの適正処理について指導及び啓発を行う。 | | | ← | → | | 1週間 | ✓ | |
| | | 一般廃棄物の減量及びリサイクルについて指導及び啓発を行う。 | | | | | ↔ | — | ✓ | |
| | ごみ収集所 | 収集運搬車両の被害状況を調査する。 | | ↔ | | | | 24時間 | ✓ | |
| | | 避難所ごみの収集・運搬について業務委託する。 | | | ↔ | | | 3日 | ✓ | |
| | | 生活ごみの収集・運搬について業務委託する。 | | | ← | → | | — | | |
| | | 資源、粗大ごみの収集・運搬を業務委託する。 | | | | | ↔ | — | | |
| | 廃棄物処理施設 | 置広処理施設の被害状況等について確認する。 | | ↔ | | | | 24時間 | ✓ | |
| | 災害時新設組織 | 渉外調整担当 | 国、山形県・他市町村からの支援について調整する。 | | | ← | → | | — | ✓ |
| | | | 民間団体等からの支援について調整する。 | | | ← | → | | — | ✓ |
| 受援対応を行う。 | | | | | ← | → | | — | ✓ | |
| 広報担当 | | 市民・ボランティアへの情報提供を行う | | | ← | → | | 24時間 | ✓ | |
| | | 市民からの問い合わせに対応する。 | | | ← | → | | — | ✓ | |
| | | メディア対応を行う。 | | | ← | → | | — | ✓ | |
| 仮置場予算担当 | | 災害廃棄物処理を実施するための予算を確保する。 | | | ← | → | | — | ✓ | |
| | | 仮置場運営等を民間業者に委託する。 | | | ← | → | | — | ✓ | |
| | | 災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請を行う。 | | | | | ↔ | — | ✓ | |
| 仮置場担当 | | 仮置場を開設する。 | | ← | → | | | 1週間 | ✓ | |
| | | 搬入物の確認及び分別指導を行う | | | ← | → | | — | ✓ | |
| 災害廃棄物処理担当 | | 災害廃棄物の処理を進捗管理する。 | | | ← | → | | — | ✓ | |
| | | 廃棄物処理方針を検討する。 | | | | | ↔ | — | ✓ | |

第2章 組織及び協力・支援体制

第1節 庁内組織体制と業務概要

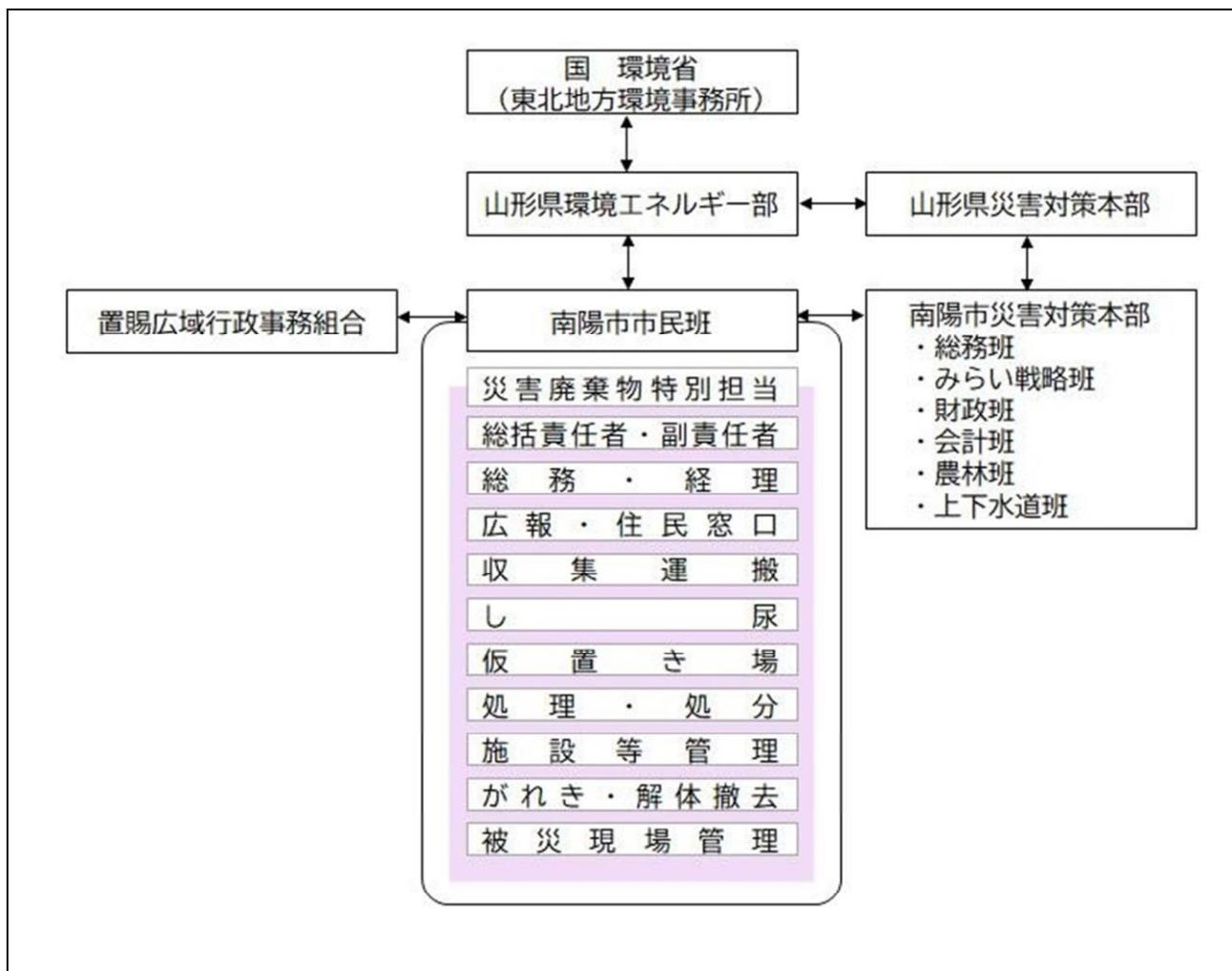
1 災害廃棄物処理に係る組織体制

大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合には、発災直後から仮置場の開設準備や収集運搬体制の構築、仮設トイレの配置計画作成などに多くの人員が必要となります。

また、仮置場の開設・運営や損壊家屋の解体・撤去、災害廃棄物の処理等に当たっては、多額の予算確保が必要となるとともに、専門的な知識を有する建築・土木工事の積算や仕様書の作成、契約発注などの業務を短期間で集中的に行わなければならないことから、庁内の横断的な協力体制が必要になります。

このため、大規模災害の発災時には、市長が本部長となる災害対策本部が設置され、庁内各課と連携を図りながら迅速に災害の対応に着手できるよう備えます。

なお、災害廃棄物の処理対応が必要となる場合には、災害対策本部の下に「災害廃棄物特別担当」による専門チームを設置します。



2 確保すべき人材

災害廃棄物処理の体制整備においては、実務経験者や設計・積算に精通した職員の確保が不可欠です。しかし、平常時の人員には限りがあるため、庁内他部署からの応援に加え、周辺自治体や民間事業者への人的支援要請についても、あらかじめ検討しておく必要があります。

| 人 材 | 概 要 |
|----------------------|--|
| 環境担当職員・災害廃棄物処理の実務経験者 | 職員のノウハウ不足を補うため、過去に環境業務を担当した職員や災害廃棄物処理の経験を有する本市 OB 職員の活用を図るとともに、他自治体に対し、経験のある職員や「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」登録職員の派遣を要請します。 |
| 土木・建築職員 | 災害廃棄物処理には、がれき等の撤去・運搬、損壊家屋の解体・撤去、及び仮置場の原状回復など、重機を用いた土木・建築工事が伴います。これらの業務を遂行するにあたり、国庫補助金等の活用を前提とした設計、積算、工程管理、及び適切な現場管理が求められるため、土木職・建築職の専門的な知識と実務経験が不可欠です。 |

3 関係部課との連携・情報共有体制

本市災害対策本部設置後、災害廃棄物特別担当の各担当者で得た災害廃棄物処理に関する情報や業務の進捗状況は一元管理し、市災害対策本部に報告します。

4 職員への教育訓練

職員が災害廃棄物処理に関する知識と技術を備えられるよう、定期的な研修と訓練を実施します。訓練は県や他市町村との共同で行い、実技を通じた実践的な知識の向上を目指します。

第2節 庁外組織との連携・支援体制

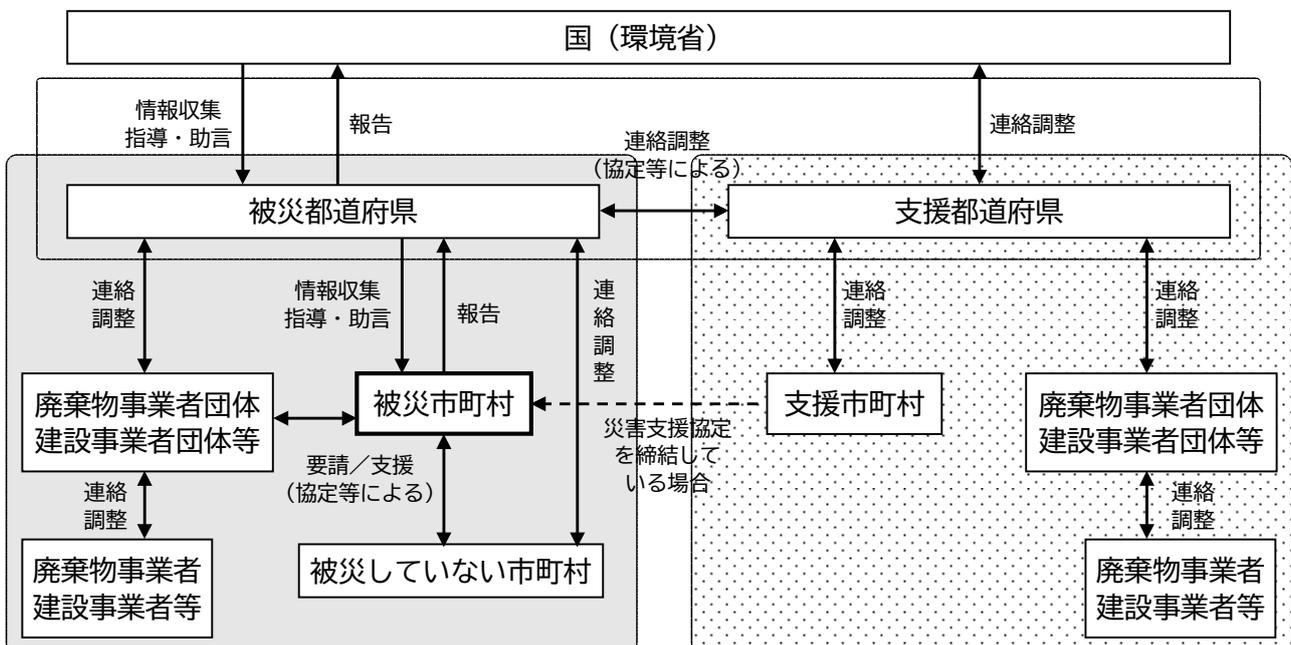
1 連携・協力体制の構築

(1) 山形県・他市町村・関係機関との連携

発災により、大量の災害廃棄物が発生したり、置広処理施設の被災により計画的な処理が困難になった際には、県を通じた支援や協定等に基づく他市町村・関係機関からの支援を要請します。

また、発災後、他市町村等からの支援を円滑に受けられるよう、要請の手順や役割分担、活動拠点などについて予め検討し準備を整えます。

図2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互応援協力体制



(2) 山形市、県内広域組合との協力連携

災害若しくは置広処理施設の重大な故障等により廃棄物を処分することができなくなったとき又はそのおそれがあるとき、置広が廃棄物処分相互援助協定の締結先である山形市、山形広域環境事務組合外4事務組合へ廃棄物処分の支援を要請します。

表6 山形市、県内広域組合と締結している災害廃棄物に関する協定

| 協 定 名 | 協 定 先 | 締結年月日 |
|---|-----------------------|-----------|
| 直接の協定者(置賜広域行政事務組合) 緊急時における廃棄物処分相互援助協定 ※一般廃棄物・し尿の施設受入れ | 山形市、山形広域環境事務組合、外4事務組合 | 平成16年4月1日 |

(3) 民間事業者団体との連携

災害廃棄物は、平時の場合は産業廃棄物に分類されるものが多いこと、また置広処理施設では対応できない処理困難物も想定されることから、災害時には災害協定の締結団体や民間事業者等(表7)に協力・支援を要請し、円滑な処理体制を整備します。

表7 民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

| 協 定 名 | 協 定 先 | 締結年月日 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 | 一般社団法人山形県産業資源循環協会 | 令和7年3月4日 |
| 大規模水害時における現地仮置き袋詰土砂の収集運搬に関する協定 | 南陽市建設業経営者協会 南陽市建設クラブ 南陽市建設同友会 | 令和元年7月29日 |
| 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 | 南陽アメニティ企業体 | 平成29年7月4日 |
| 災害時における人命救助活動等への支援及び建築物の解体撤去等に関する協定 | 一般社団法人山形県解体工事業協会 | 平成25年7月23日 |
| 災害時における応急対策活動に関する協定 | 南陽市建設業経営者協会 南陽市建設クラブ 南陽市建設同友会 | 平成22年3月24日 |

第3章 災害廃棄物の処理

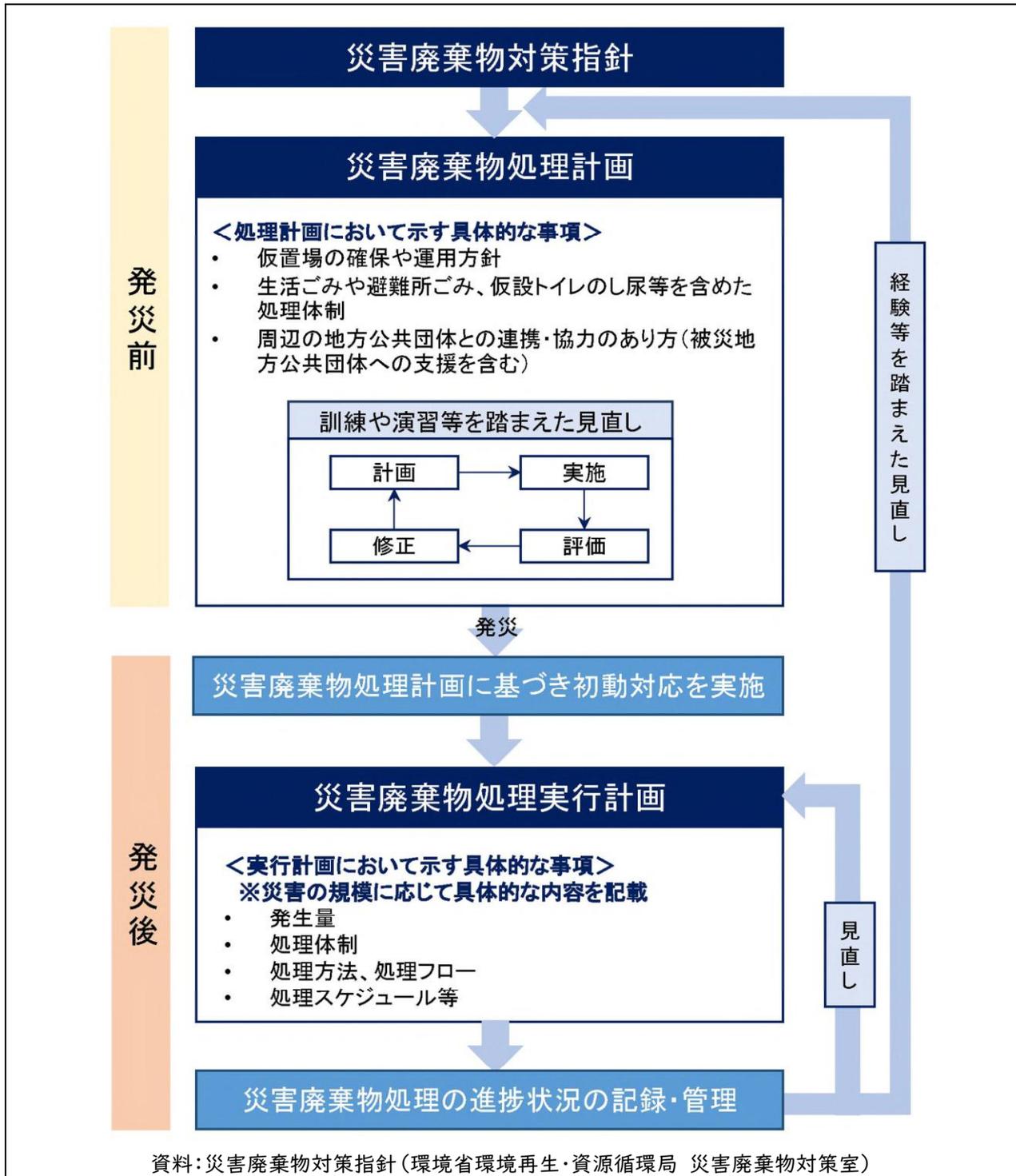
第1節 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生直後は、国が策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」に基づき、災害廃棄物の発生量と置広処理施設の被害状況等を把握します。

その結果を受け、処理の方法やスケジュール等を示した「南陽市災害廃棄物処理実行計画」(以下、「市実行計画」という。)を速やかに策定します。

なお、市実行計画は災害発生直後に把握できなかった被害の実態や災害廃棄物処理の進捗状況を考慮し段階的に見直します。

図3 処理計画及び実行計画の位置付け



第2節 片付けごみ、損壊家屋の撤去等に伴う廃棄物の処理

1 災害廃棄物発生量・処理可能量

(1) 発生量

災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、災害廃棄物等の発生量、置広処理施設での災害廃棄物の処理可能量等を把握する必要があります。

災害発生後は、建物被害棟数や水害の浸水範囲等を把握し災害廃棄物等の発生量を推計するとともに、置広処理施設等の被害状況等を踏まえ処理可能量を推計します。

表8 発生原単位・種類別割合

| ①発生原単位 (t/棟) | |
|--------------|-------|
| 被害区分 | 発生原単位 |
| 全壊(流出) | 117 |
| 半壊 | 23 |
| 床上浸水 | 6.9 |
| 床下浸水 | 0.93 |

| ②種類別割合 (%) | | |
|------------|-----------|-----------|
| 種類 | 全壊(流出)・半壊 | 床上浸水・床下浸水 |
| 可燃物 | 18 | 56 |
| 不燃物 | 18 | 39 |
| コンクリートがら | 52 | — |
| 金属くず | 6.6 | 5 |
| 柱角材 | 5.4 | — |
| 合計 | 100 | 100 |

資料:災害廃棄物対策指針

表9 推計方法と発生量

災害廃棄物発生量(t)
 = 被害区分ごとの建物被害棟数(棟) × 被害区分ごとの発生原単位(t/棟)

種類別災害廃棄物発生量(t)
 = 被害区分ごとの災害廃棄物発生量 × 被害区分ごとの災害廃棄物等の種類別割合
 ※被害区分:全壊、半壊、床上浸水、床下浸水

①長井盆地西縁断層帯地震(冬季)における災害廃棄物発生量

| 種類 | 全壊 | 半壊 | 合計 | |
|--------------|----------------|---------------|----------------|---------|
| 被害棟数 | 1,966 | 3,758 | 5,724 | |
| 種類別廃棄物量(t) | 可燃物 | 41,404 | 15,558 | 56,962 |
| | 不燃物 | 41,404 | 15,558 | 56,962 |
| | コンクリートがら | 119,611 | 44,946 | 164,557 |
| | 金属くず | 15,181 | 5,705 | 20,886 |
| | 柱角材 | 12,422 | 4,667 | 17,089 |
| 合計(t) | 230,022 | 86,434 | 316,456 | |

②想定水害における災害廃棄物発生量

| 種 類 | | 全壊 ※5 | 半壊 ※6 | 床上浸水 | 床下浸水 | 合計 |
|------------|----------|----------|----------|--------|-------|--------|
| 被 害 棟 数 | | | | 4,044 | 3,452 | 7,496 |
| 種類別廃棄物量(t) | 可 燃 物 | | | 15,627 | 1,798 | 17,425 |
| | 不 燃 物 | | | 10,882 | 1,252 | 12,134 |
| | コンクリートがら | | | — | — | — |
| | 金 属 く ず | | | 1,395 | 160 | 1,555 |
| | 柱 角 材 | | | — | — | — |
| 合 計 (t) | | | | 27,904 | 3,210 | 31,114 |

※5、6 全壊(流出)・半壊がある場合は被害棟数によりP13表8を参考に発生量を推計します。

参考：山形県災害廃棄物処理計画
 災害廃棄物処理計画策定のための水害廃棄物発生量推計手法の検討
 (山形県環境科学研究センター水環境部)

(2) 処理可能量

災害発生後は、まず置広処理施設である千代田及び長井の両クリーンセンターの稼働状況を確認します。その上で、各施設へ災害廃棄物の受入可能量の算出を依頼し、廃棄物総量に対する処理能力の過不足を評価します。

評価の結果、当該施設のみでは処理能力が不足する場合、本市が災害廃棄物処理に関する協定を締結している民間事業者へ処理を委託します。さらに、目標期間内での完了が困難と見込まれる場合には、県と調整の上、県内の他自治体等へ広域処理を要請し、処理を推進します。

表10-1 可燃ごみ焼却処理施設の概要

| 項 目 | 内 容 |
|-------|------------------------|
| 名 称 | 置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター |
| 所 在 地 | 高島町大字夏茂 2933 番地 |
| 竣 工 | 平成11年3月 |
| 処理方式 | 全連続燃焼式(ストーカ式) |
| 処理能力 | 255t/日(85t/日×3炉) |

表10-2 粗大ごみ処理施設の概要

| 項 目 | 内 容 |
|-------|-----------------------|
| 名 称 | 置賜広域行政事務組合 長井クリーンセンター |
| 所 在 地 | 長井市舟場 30 番 1 号 |
| 竣 工 | 平成6年1月 |
| 処理方式 | 粗大ごみ破碎処理 |
| 処理能力 | 30t/5h |

表10-3 し尿受入施設の概要

| 項 目 | 内 容 |
|-------|----------------------------------|
| 名 称 | 置賜広域行政事務組合 中田クリーンセンター |
| 所 在 地 | 米沢市中田町 1660 番地 |
| 竣 工 | 令和7年1月 |
| 処理方式 | 前処理+無希釈投入方式 |
| 処理能力 | 100 kl/日(し尿:28kl/日、浄化槽汚泥:72kl/日) |

表10-4 プラスチック製容器包装及びペットボトル処理施設の概要

| 項目 | 内 容 |
|-------|-----------------------------------|
| 名 称 | 置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンターリサイクルプラザ |
| 所 在 地 | 高島町大字夏茂 2933 番地 |
| 竣 工 | 平成 14 年 4 月 |
| 処理方式 | 選別、圧縮、梱包 |
| 処理能力 | ペットボトル 2.2t/日、プラスチック製容器包装 11.3t/日 |

表10-5 最終処分場の概要

| 項目 | 内 容 | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 名 称 | 置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター浅川最終処分場第2 処分場 | |
| 所 在 地 | 米沢市大字浅川 1644 番地 1 | |
| 供用開始 | 令和3年8月 | |
| 処理対象物 | 焼却残渣(焼却灰・ばいじん)、不燃残渣、川土砂、脱水汚泥 | |
| 処理方式 | セル方式 | 浸出水処理移設 カルシウム除去+接触ぼっ気+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭吸着+消毒処理 |
| 処理能力 | — | 110m ³ /日 |
| 埋立面積 | 40,461 m ² | |
| 埋立容量 | 128,734 m ³ | |

2 分別・排出

(1) 分別

被害が大規模で仮置場の設置が必要な場合、災害廃棄物(片付けごみ、損壊家屋の撤去等に伴うもの)の排出は、以下の分別とします。

表11 災害廃棄物の分別区分

| No. | 区 分 | 主なもの |
|-----|----------|----------------------|
| 1 | 可燃物 | 混合可燃物、流木・柱角材 |
| 2 | 粗大ごみ | 木製家具、布団類、マットレス、じゅうたん |
| 3 | 金属くず | 鉄筋、鉄骨、サッシなど |
| 4 | 不燃物 | ガラス、瓦 |
| 5 | コンクリートがら | コンクリートくず、ブロック塀くず 等 |
| 6 | 廃家電 | 家電4品目、パソコン、その他家電 |
| 7 | 廃タイヤ | タイヤ類(被災したものに限る) |
| 8 | 畳 | 畳類 |
| 9 | 有害物 | 廃電池類、廃蛍光灯、農薬類 |
| 10 | 危険物 | 消火器、灯油ストーブ類、ボンベ類 |

※ 被害が比較的小規模で、仮置場を設置せず置広処理施設(千代田クリーンセンター)でのみ処理を行う場合、災害廃棄物の分別は平時と同様とします。

※ 生活ごみは、平時の分別区分で、指定のごみ収集所へ出すこととします。

※ 処理困難な廃棄物(廃タイヤや危険物、廃家電等)の排出は被災したものに限りです。

(2) 排出

①発生した災害廃棄物

平時の生活ごみとは別に、前述の「P15表11災害廃棄物の分別区分」のとおり分別して、各自が住民排出場に排出し、収集・運搬業者が収集することとします。

なお、災害廃棄物を住民排出場へ搬入する際は、指定ごみ袋及び粗大ごみ用証紙は不要とします。

表12 住民排出場

| 分類 | 考え方 |
|------|---|
| 用途 | 被災家屋等から搬出された災害廃棄物を、被災地内において仮に集積する場所 |
| 選定方針 | 住民の利便性が高く、車両通行路の妨げにならない場所を選定 |
| 想定 | ・道路(収集車)から見える自宅敷地内 ・自治会が指定する場所(児童遊園、公園等) |

住民排出場のイメージ



写真:平成26年7月発生の豪雨水害により自宅敷地に排出された災害廃棄物(南陽市内)

図4 災害廃棄物(片付けごみ等)の流れ



3 処理フロー

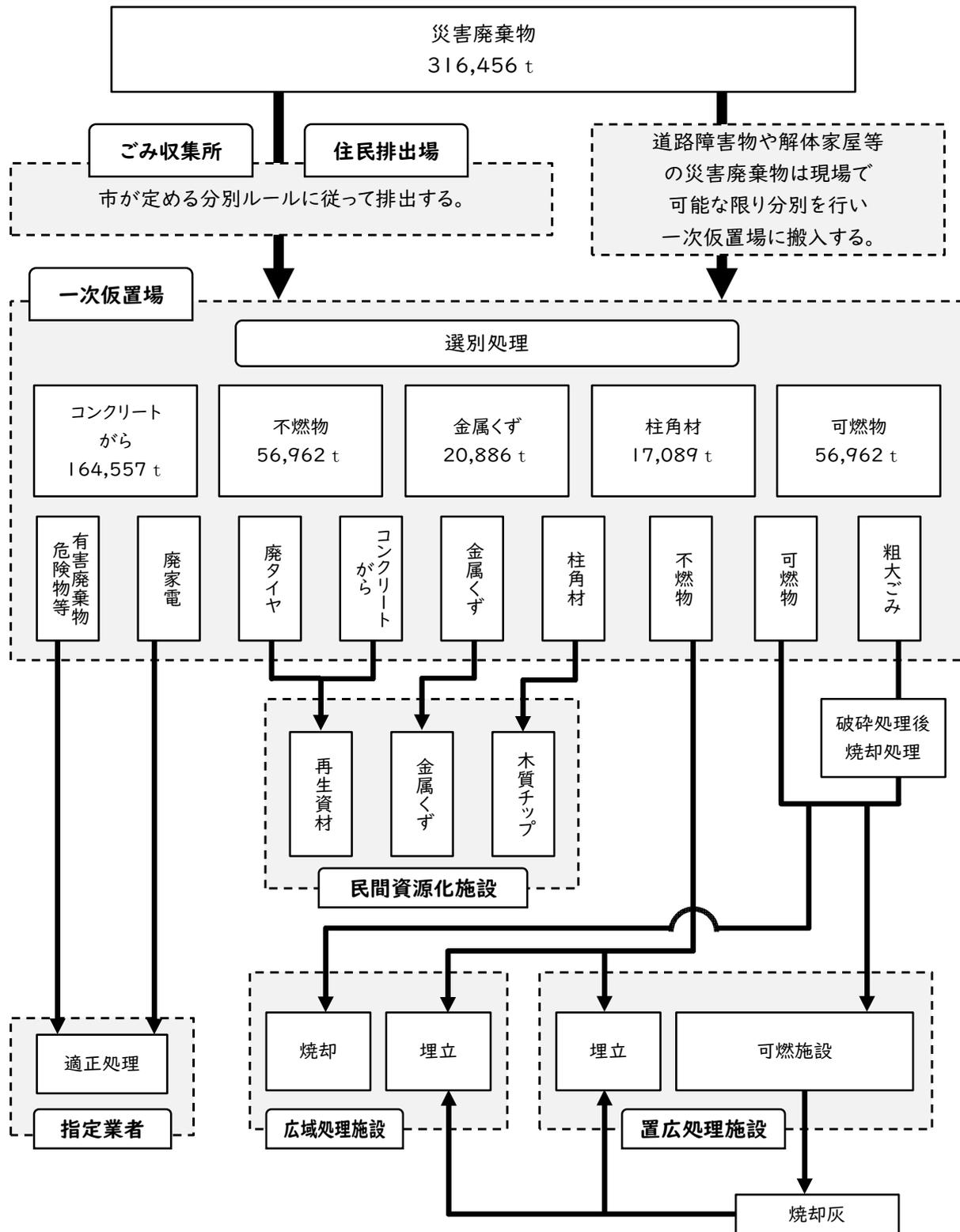
災害時には、木くずやがれき類に加えて被災家屋等からの片付けごみなど、多岐にわたる膨大な廃棄物が一時的に発生します。これらの廃棄物はまず一次仮置場において集積・分別され、必要に応じて破碎した後、置広処理施設、民間処理施設、廃棄物処分相互援助協定に基づく広域処理施設によって焼却処分・中間処理・最終処分を行われるとともに、資源ごみは再資源化を図ります。

地震発生時は、緊急車両等のルート確保のため道路上の廃棄物を速やかに撤去しなければなりません。一方、水害時は水が引いた直後から、土砂や泥が混入した片付けごみが大量に排出されます。

そのため、発災後早期に開設する一次仮置場へ迅速に搬入を行い、混合状態の災害廃棄物を選別した上で、資源化や適正処理を推進します。

災害廃棄物の種類ごとの分別、中間処理、最終処分、再資源化の基本処理フローは、P17図5のとおりとします。

図5 災害廃棄物の基本処理フロー



4 収集運搬

(1) 収集運搬車両

災害廃棄物は通常の生活ごみとは性状や発生量が異なるため、その収集に必要な車両を確保する必要があります。災害廃棄物の収集運搬については、市の一般廃棄物収集運搬許可業者を基本とし、災害廃棄物の排出量に応じて災害協定の締結団体や民間事業者、D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)等にも車両や人員の支援を要請します。また、災害規模が大きく必要な車両を確保できない時は、県や県内自治体間での災害時相互応援協定に基づき収集運搬車両を確保することとします。

(2) 収集運搬ルート

災害発生直後は、道路上に散乱した災害廃棄物により、通常の収集運搬ルートでの収集が極めて困難になると予想されます。そのため、市防災計画で選定された輸送ルートに合わせて、収集運搬ルートを迅速に再構築します。

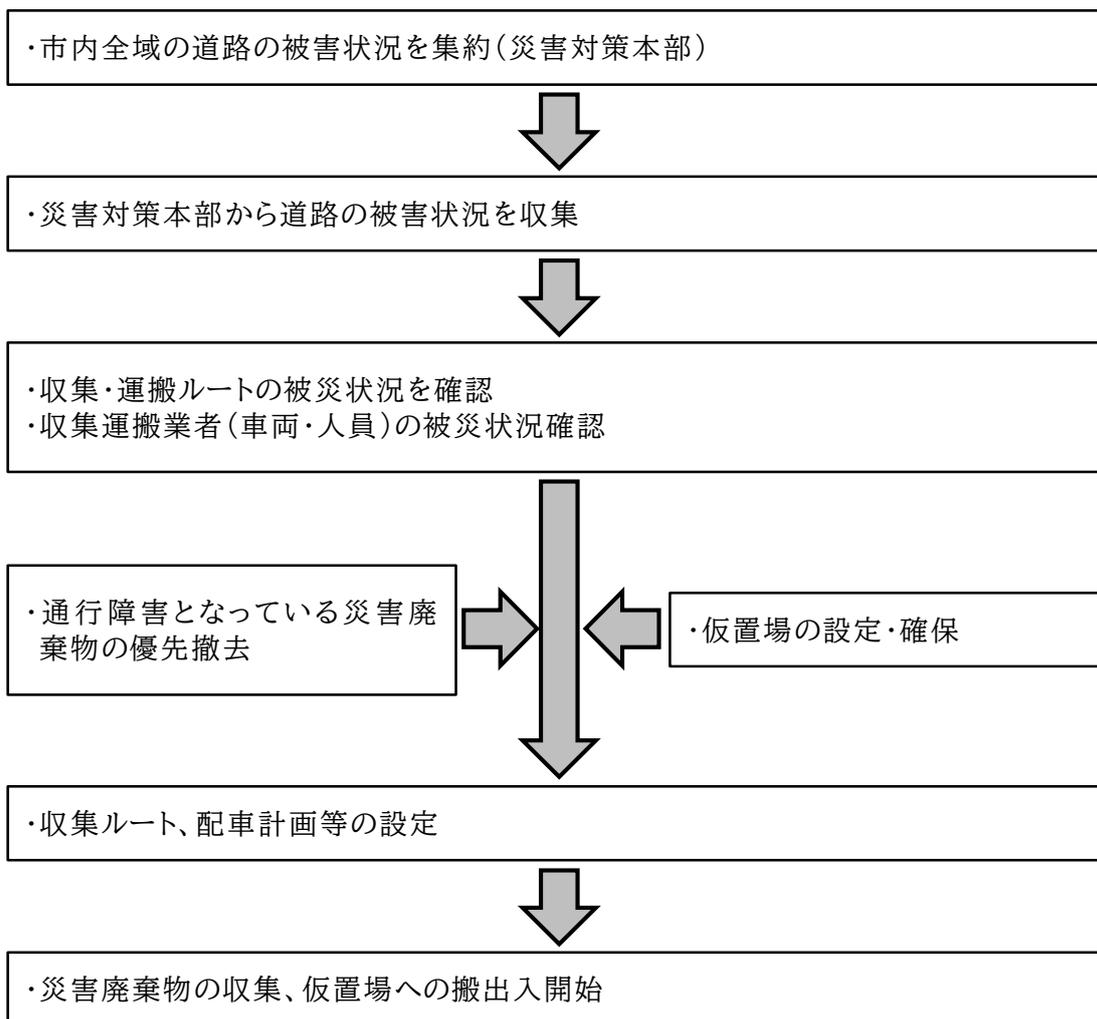
また、仮置場や道路の復旧状況に応じて収集運搬ルートは見直しを行い、市の一般廃棄物収集運搬許可業者等に情報を共有します。

(3) 収集運搬ルートの設定手順

収集運搬ルートの設定手順

仮置場への収集運搬ルートの設定手順を図6に示します。

図6 収集運搬ルートの設定手順



5 仮置場

(1) 仮置場の設置

災害廃棄物処理の効率化を図るため、住民排出場の粗選別や一時保管を目的とした一次仮置場を必要に応じて速やかに設置します。特に水害発生時は、土砂や泥等が混入した災害廃棄物を迅速に受け入れる必要があるため、発災後設置の必要性を判断し、速やかに開設します。

さらに、災害廃棄物の発生量が膨大で、仮設処理施設を設置しての処理が必要となる場合は、破碎・選別・焼却等の中間処理及び保管を行うための二次仮置場を設置します。

表13 仮置場の分類と用途

| 分類 | 一次仮置場 | 二次仮置場 |
|------|----------------------------|--|
| 用途 | 災害廃棄物を搬入し、粗選別後一定期間保管しておく場所 | 仮設破碎機等を設置し、破碎、選別、焼却(減容化)等を行い、中間処理施設等へ搬出するまでの保管場所 |
| 選定方針 | 被災現場からアクセスの良い場所を優先的に選定 | 被災地からある程度離れた大規模で長期使用が可能な場所を選定 |

一次仮置場のイメージ



写真:平成26年7月発生の豪雨水害により一次仮置場に集められた災害廃棄物(南陽市内)

(2) 仮置場の必要面積及び候補地の選定

① 仮置場面積の推計方法

災害廃棄物等の発生量を基に、積み上げ高さや作業スペースを加味し仮置場面積を次の方法により推計します。

仮置場面積(㎡)

$$= \frac{\text{集積量(t)}}{\text{見かけ比重(t/㎡)} \times \text{積み上げ高さ(m)}} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

①集積量=災害廃棄物の発生量-処理量

②処理量=災害廃棄物の発生量÷処理期間(どのくらいの期間で処理するかは、災害発生時の規模等で決定する。)

③見かけ比重(かさ比重)(t/㎡)

| 可燃物 | 不燃物 | コンクリートがら | 金属くず | 柱角材 |
|-----|-----|----------|------|------|
| 0.4 | 1.1 | 1.48 | 1.13 | 0.55 |

④積み上げ高さ:5mとする。

⑤作業スペース割合(保管面積に対する分別作業等に必要スペース):1とする。

出典:災害廃棄物対策指針

② 必要とする仮置場の面積

市防災計画で想定している長井盆地西縁断層帯地震による災害廃棄物発生量から算定した本市における必要とする仮置場の面積は、表14で示すとおり141,971㎡となります。

表14 長井盆地西縁断層帯地震を想定した必要とする仮置場の面積(南陽市:冬季)

| 項目 | 可燃物 | 不燃物 | コンクリートがら | 金属くず | 柱角材 | 合計 |
|---------------|---------|--------|----------|--------|--------|---------|
| ① 集積量 | 56,962 | 56,962 | 164,557 | 20,886 | 17,089 | 316,456 |
| ③ 見かけ比重(t/㎡) | 0.4 | 1.1 | 1.48 | 1.13 | 0.55 | - |
| ①÷③(㎡) | 142,405 | 51,784 | 111,187 | 18,483 | 31,070 | 354,930 |
| 必要とする仮置場面積(㎡) | 56,962 | 20,713 | 44,475 | 7,393 | 12,428 | 141,971 |

※ 必要とする仮置場の面積算式=「①÷③」の合計÷積み上げ高さ(5m)×(1+作業スペース1)

表 15 想定水害を想定した必要とする仮置場の面積

| 項目 | | 可燃物 | 不燃物 | 金属くず | 合計 |
|-----------------------------|--------------------------|--------|--------|-------|--------|
| ① | 集積量 | 17,425 | 12,134 | 1,555 | 31,114 |
| ③ | 見かけ比重(t/m ³) | 0.4 | 1.1 | 1.13 | — |
| ①÷③(m ³) | | 43,562 | 11,031 | 1,376 | 55,969 |
| 必要とする仮置場面積(m ²) | | 17,425 | 4,412 | 550 | 22,387 |

③仮置場の候補地の選定

平時から、仮置場候補地の選定基準項目(表16)を踏まえ、市有地を最優先にグラウンド、広場、駐車場、公園等から仮置場候補地を選定し、不足する場合は国・県と協議の上、県有地、国有地から選定します。また、必要に応じて民有地の活用も検討します。発災後は、表16の選定基準項目に基づき各候補地の優先度を評価した上で、被災地との距離や配置のバランス等を考慮するなど、被災状況に応じて仮置場を決定します。

また、廃棄物の種類ごとに分けて仮置場を設置するなど対策を講じ、選定基準全てを満たすことが難しい仮置場候補地についても活用します。

表 16 仮置場候補地の選定基準項目

| 項目 | 留意事項 | |
|--------------|--|---|
| 所有者 | 公有地(市町村有地、県有地、国有地) | |
| 面積 | 一次仮置場 | 分別するため広いほどよい。(3,000 m ² は必要) |
| | 二次仮置場 | 仮設処理施設等には広いほどよい。(10ha 以上が好適) |
| 平時の土地利用 | 現状復旧費用がかかるため、農地や校庭は選ばない。 | |
| 他用途での利用 | 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていない。 | |
| 望ましいインフラ(設備) | 消火用水、電力が確保できる。 | |
| 土地利用の規制 | 諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない。 | |
| 土地の基盤整備の状況 | 舗装されている。 地盤が硬い。 暗渠排水管が存在しない。 | |
| 地形・地勢 | 平坦な土地で、敷地内に障害物(構造物や樹木等)が少ない。 | |
| 土地の形状 | 変則形状でない。 | |
| 道路状況 | 前面道路は幅員 6.0m 以上あり、交通量が少ない。 | |
| 搬入・搬出ルート | 車両の出入口を確保できる。 | |
| 輸送ルート | 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路に近い。 | |
| 周辺環境 | 住宅密集地ではなく、病院・福祉施設・学校に隣接していない。 | |
| 被害の有無 | 各種災害(津波、洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでない。 | |

参考:災害廃棄物対策指針 技術資料「技 18-3 仮置き場の確保と配置計画に当たっての留意事項」(H31.4.1)より

(3) 仮置場設置の決定・管理・運営

仮置場については、災害発生場所や規模に応じて市災害対策本部において調整を行い決定します。

①設置

- ・仮置場については、汚水が土壌へ浸透することを防ぐために、仮舗装の実施や鉄板・遮水シート、排水溝及び排水処理設備等の敷設を検討します。
- ・災害廃棄物の飛散の恐れがある場合は、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置又はフレコンバッグに保管するなどの対応を検討します。
- ・民有地を借地する場合は、借地契約、土壌分析、立会及び返還(返却)の際のルールを定め、P21表17に賃借時の留意点を示します。
- ・仮置場では、その後の処理や再資源化を見据えて可能な限り分別が行えるような配置を行います。

表17 民有地賃借時の留意点

| |
|--|
| ・ 返却時に土地をどの時点の状態に原状回復するか、土地所有者と協議する。 |
| ・ 土地をいつまで借りることができるか、土地所有者に確認する。 |
| ・ 土地の賃借料をいくらにするか、土地所有者と交渉する。 |
| ・ 仮置場として使用する前に、土地所有者立会いの下で土地の現況写真を撮影し保管する。 |
| ・ 使用前の状態の表層土壌を採取し保管する。土地使用後に土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染の有無についてのデータとして利用する。 |

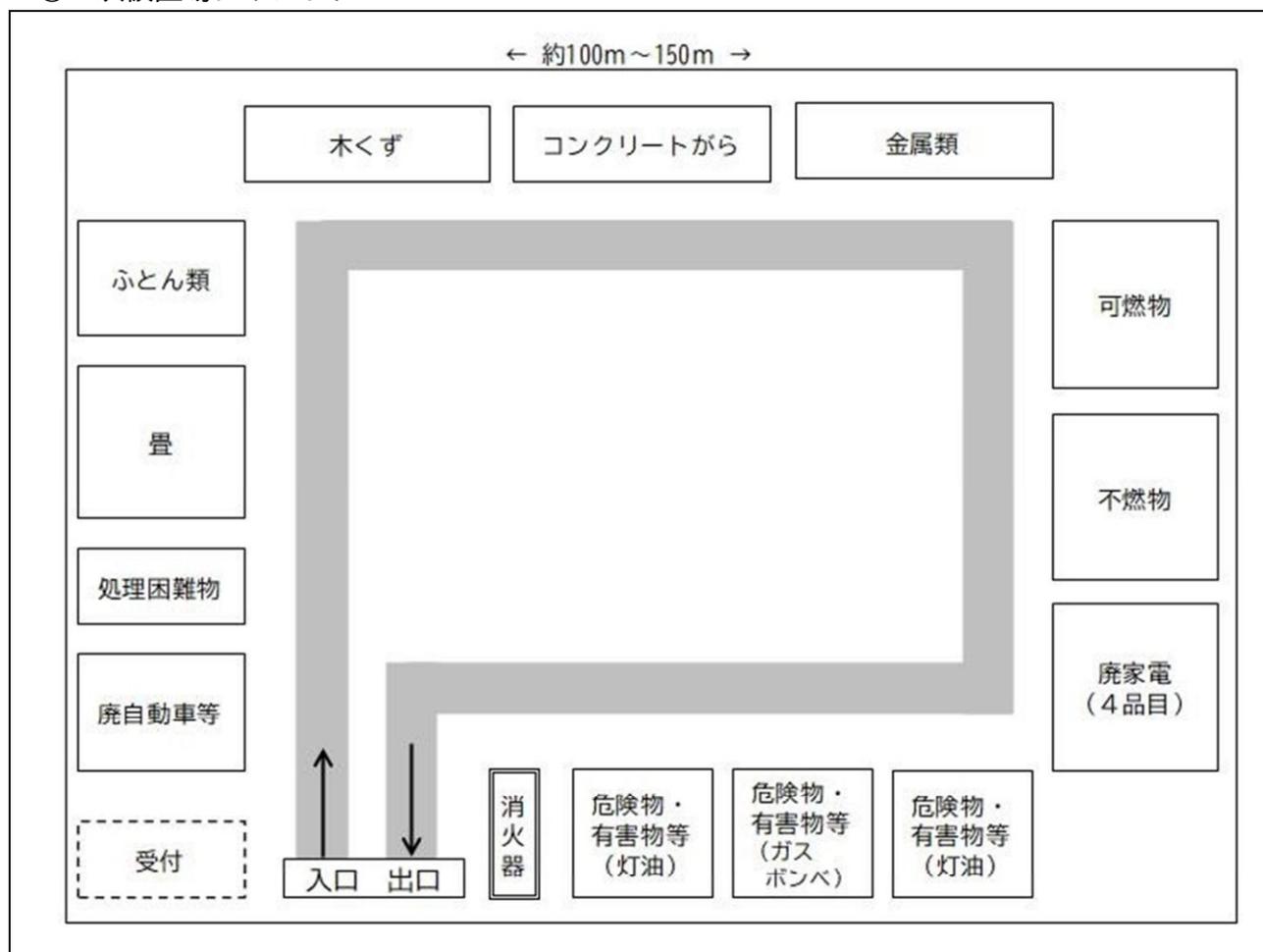
②人員・機材の配置

- ・ 仮置場には、災害廃棄物の受入、監視・指導、保管、管理等を行うための人員を配置します。
- ・ 作業員は、重機を運転できる者及び分別・荷下ろしを補助する者、誘導員等を配置します。
- ・ 作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、防塵マスク及びメガネを着用し、靴については、安全長靴を履くこととします。
- ・ 廃棄物の積上げ・積下しの重機、場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの必要な重機を配置します。

③搬入

- ・ 避難路、緊急輸送道路の障害物を優先的に搬入します。
- ・ 危険性、公益性等の観点から、順次搬入します。
- ・ 搬入による交通渋滞を考慮し、時間帯を調整します。

④一次仮置場レイアウト



⑤災害廃棄物の数量管理

- ・ 仮置場では日報を作成し、搬入台数、種類別のごみ搬入量、中間処理量、搬出量等を記録します。
- ・ 廃棄物量を管理するため、搬入された災害廃棄物の体積をメジャー等で計測し、体積換算係数(t/m³)から重量換算するなどの方法により搬入量を把握します。
- ・ 数量管理により、不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図ります。

⑥仮置場の返却

- ・ 仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努めます。

6 環境対策、モニタリング

仮置場等における労働災害の防止、その周辺における地域住民や生活環境への影響を防止するため環境モニタリングを行います。

モニタリングにあたっては、測定技術を有する県の指導・協力を受けながら実施します。

(1) 環境保全対策

仮置場等での作業においては、労働災害の防止に努めるとともに、仮置場周辺住民の生活環境への影響を防止するため、各種の環境保全対策を講じます。

表18 環境保全対策の内容

| 項目 | 対策 |
|-----------|---|
| 飛散防止対策 | ・定期的な散水の実施 ・飛散防止ネットや囲いの設置 ・フレコンバッグによる保管 ・運搬車両の仮置場退場時のタイヤ洗浄 |
| 臭気・衛生対策 | ・腐敗性廃棄物の優先処理 ・消臭剤・防虫剤等の散布 |
| 土壌汚染対策 | ・鉄板・遮水シートの敷設 ・排水溝・排水処理設備の設置 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管 |
| 騒音・振動対策 | ・処理機器周囲へ防音シートの設置 |
| 発火・火災防止対策 | ・木くず、可燃物は、高さ5m以上に積み上げない ・堆積物同士の距離間隔を2m以上設ける ・水分を含んだ畳等は発酵により発熱・発火のリスクがあるため、平積みで高く積まず、隙間を作って保管する ・消火器の設置 |

参考：「災害廃棄物対策指針」(環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)

(2) モニタリング

仮置場敷地境界や仮置場周辺等で、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを実施します。

モニタリングを行う地点や項目、頻度については、平時に検討した内容をもとに、被災状況等を踏まえて決定し、災害廃棄物の処理の進捗に応じて見直します。

7 損壊家屋等の解体・撤去

災害発生時の損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者(個人・事業者)が行うものとします。

ただし、道路の通行障害となっており、ライフラインの早期復旧などに支障をきたす損壊家屋等については、道路管理者等が緊急的に解体・撤去を行うこととします。

なお、市は被災状況に応じて損壊家屋の所有者の経済的負担を軽減するため、国の災害等廃棄物処理事業補助金(根拠法:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条)について、損壊家屋の解体費用を補助対象に含めるよう、国に対し速やかに要請します。

8 再生利用

最終処分量の削減と処理期間の短縮のため、木くず、コンクリートがら、金属くず等の再生利用が可能な廃棄物については、撤去段階からリサイクルを重視した分別・処理を進め、再資源化を図ります。

9 最終処分

災害廃棄物の最終処分については、置広をはじめ県や関係自治体等との協議・調整を経た上で、民間処理施設への委託または広域処理による適正な対応を実施します。

10 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

(1)有害廃棄物・危険物

有害性・危険性のある廃棄物のうち、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、電池類や蛍光灯等の一般廃棄物に該当するものについては、適切な処理方法等について市民に周知します。

(2)石綿

地震により被災した建物等は、解体または撤去前に所有者が事前にアスベストの有無の調査を専門業者に依頼します。その結果、飛散性アスベスト(廃石綿等)または非飛散性アスベスト(石綿含有廃棄物)が発見された場合は、災害廃棄物にアスベストが混入しないように適切に除去を行い、「アスベスト廃棄物」(廃石綿等または石綿含有廃棄物)として法に基づき適正に処分します。

(3)廃家電

家電リサイクル法対象製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)について、リサイクルが見込めない場合は、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理します。

11 思い出の品等

被災家屋の解体・撤去等により回収される、所有者にとって価値があると認められる品(思い出の品等)については、可能な限り廃棄物とは分別して保管することとし、返却の機会を設けるなどして所有者等への引き渡しに努めます。また、貴重品(現金、通帳、身分証明書など)に該当するものを回収した場合は、速やかに警察に届け出ます。(P24表19)

表19 思い出の品等の回収対象

| 区 分 | 品 目 等 |
|-------|--|
| 思い出の品 | 写真、アルバム、ビデオ、デジカメ、賞状、成績表、卒業証書、手帳、携帯電話、パソコン、HDD、位牌 等 |
| 貴重品 | 財布、通帳、印鑑、有価証券(株券、金券、商品券等)、貴金属 等 |

12 市民への啓発・広報

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、市民に対しては被災状況や復旧段階に応じて、分別の徹底、仮置場の設置・運営、便乗ごみの排出防止などの情報を分かりやすく提供します。

情報伝達手段としては、市災害対策本部広報部門と連携し、避難所等掲示板、市ホームページ、メール、SNS、広報宣伝車、回覧板のほか、町内会や避難所等での説明会、各種メディアによる報道などを積極的に活用します。

第3節 避難所等で発生する廃棄物の処理

1 生活ごみ・避難所ごみ

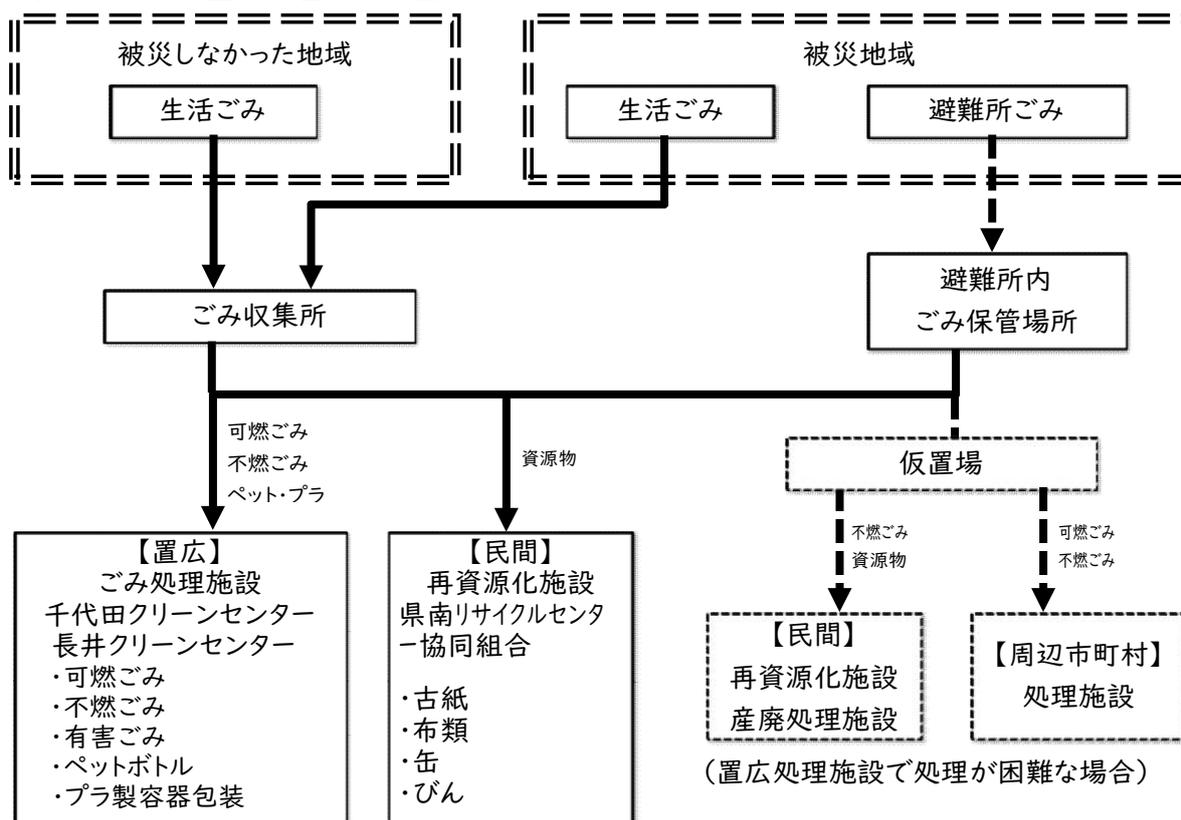
(1) 生活ごみ・避難所ごみの基本処理フロー

生活ごみ・避難所ごみの基本処理フローを図7に示します。

災害発生時には、通常的生活ごみに加えて避難所ごみを処理する必要があるため、速やかに収集運搬体制を整え、生活環境保全上の支障が生じないようにします。

収集した避難所ごみ等は、置広処理施設で処理することを前提とし、仮に置広処理施設が被災し、処理が困難となった場合には、仮置場に一時保管し、民間の産廃処理施設や周辺市町村への協力を要請し処理します。

図7 避難所ごみの基本処理フロー図



(2) 収集運搬方法

- 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬は、災害発生後3～4日後には開始することを目標とし収集運搬体制を整えます。
- 生活ごみ・避難所ごみの収集は、可能な限り平常時と同様に行うようにし、平常時の収集ルートに避難所の運行ルートを加えます。
- 収集にあたっては、廃棄物に優先順位をつけ、効率的な収集作業の指示を行います。
- 被災により、市内の収集運搬業者だけでは収集が困難な場合には、県や県内自治体間での災害時相互応援協定に基づき収集運搬体制を確保します。

2 避難所ごみ

(1) 避難所ごみの発生量

避難所ごみの発生量は、実際の排出量や避難者数に基づき推計します。

表20 避難所ごみ発生量の推計方法

$$\text{避難所ごみ発生量} = \text{避難者数(人)} \times \text{収集実績に基づいた発生源単位(g/人・日)}$$

上記の推計方法を用いて推計した結果、災害発生後の避難所ごみ発生量は、表21のとおり。

表21 避難所ごみ発生量

| 総人口 | 年間日数 | 避難者数 | 避難所ごみ発生量(t/日) |
|---------|------|--------|---------------|
| 29,155人 | 365日 | 3,767人 | 1.9t |

- 総人口(住民基本台帳人口 令和6年10月1日現在)
- 避難者数(山形県地震被害想定調査～長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯～平成18年3月)
- 避難所ごみ発生量=避難者数×1人1日当たりの排出量(家庭系ごみ)
- 1人1日当たりの排出量(家庭系ごみ)498g=(生活系ごみ-集団回収量-生活系直接搬入ごみ[資源ごみ]-資源ごみ収集量)/総人口/366(一般廃棄物処理実態調査(令和6年度調査)より)

(2) 避難所で発生する廃棄物と収集優先順位

災害発生直後は、支援物資等に係るダンボールや包装ごみ、飲料水のペットボトルが発生し、断水が続いている場合には、弁当やカップ麺等の食品容器や飲料容器が大量に発生することに留意します。

また、災害発生後は避難所ごみや家庭から排出される生活ごみが一時的に増加するため、収集車両の台数が不足することが見込まれます。このため、衛生的な理由で生ごみ等の腐敗性廃棄物やし尿汚物などから優先的に収集する必要があります。(P26表23)

表22 避難所で発生する廃棄物の具体例

| 分別区分 | 具体例 | 管理方法等 |
|------------|-----------------------------|-------------------------|
| 燃えるごみ | 残飯、ティッシュ、マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等 | ビニール袋等に入れて分別保管し、早急に処理 |
| 燃えるごみ(し尿等) | 携帯トイレ、紙おむつ、お尻ふき等 | 密閉して分別保管し、早急に処理 |
| ダンボール、新聞紙 | 食料や支援物資の梱包材等 | 分別保管して資源として処理 |
| プラ製容器包装 | 食料や支援物資の包装等 | 洗浄・分別が可能な場合は資源として処理 |
| ペットボトル | 飲料の容器 | 洗浄・分別が可能な場合は資源として処理 |
| 空き缶 | 缶詰、飲料等の容器 | 洗浄・分別が可能な場合は資源として処理 |
| 感染性廃棄物 | 注射器、血液の付着したガーゼ等 | 安全保管のための専用容器を設置し分別保管し処理 |

表23 生活ごみ・避難所ごみの処理優先順位

| 処理優先順位 | ごみの種類 | 特徴 |
|------------------|--------------|--|
| 高 ↑ ↓ 低 | 感染性廃棄物 | 緊急の医療行為で発生した注射針や血液の付着したガーゼ、個人のインスリン注射針など。処理方法は関係機関との調整が必要。 |
| | 携帯トイレ等のし尿等 | 衛生面の悪化に伴う感染症の発生やまん延が懸念される。感染や臭気の面から密閉管理をし、早急に処理をする。 |
| | 腐敗性廃棄物(生ごみ等) | 腐敗に伴うハエなど害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別し、早急に処理をする。 |
| | 可燃ごみ | ビニール袋等に入れて保管し、適正に処理をする。 |
| | 不燃ごみ、資源ごみ | 不燃ごみ、資源ごみについては、保管場所が確保できるのであれば、家庭や避難所で保管をする。 |

3 仮設トイレ等し尿処理

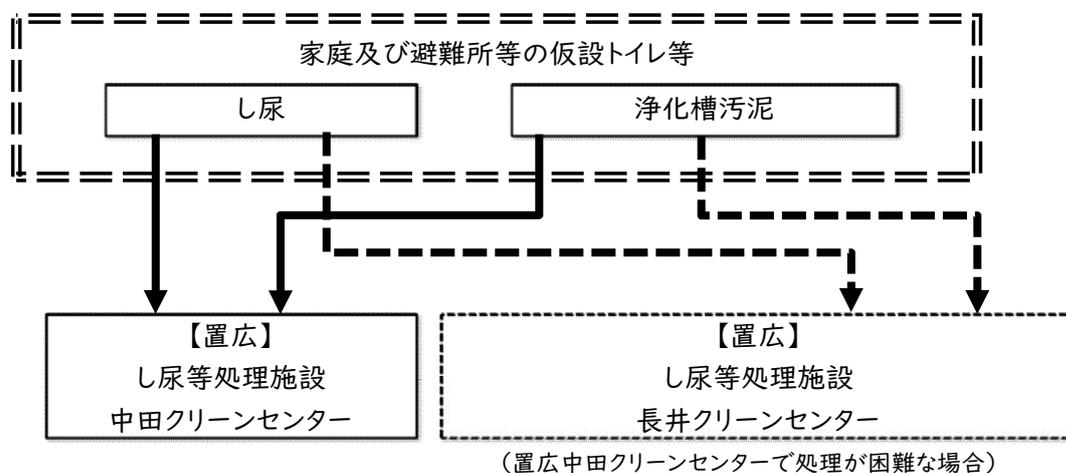
(1) 災害発生時のし尿等の基本処理フロー

災害発生時のし尿等の基本処理フローを図8に示します。

災害発生時のし尿等の処理については、公衆衛生の確保及び生活環境保全のため災害発生後速やかに収集運搬体制を整え処理する必要があります。

収集したし尿は置広の中田クリーンセンターで処理することを前提としますが、中田クリーンセンターが被災し処理が困難となった場合には、同じ置広の長井クリーンセンターでの施設受入れ協力を要請します。

図8 し尿等の基本処理フロー図



なお、いずれの施設も被災し受入れ困難となった場合には、P11表6の相互援助協定により、県内の施設で処理を行います。

(2) 収集運搬方法

- ・被災地域及び避難所から発生するし尿の収集運搬は、災害発生後速やかに開始することを目標とし、収集運搬体制を整えます。
- ・収集にあたっては、仮設トイレの利用者数等を考慮した上で優先順位を決定し、収集作業の指示を行います。
- ・被災により市内の収集運搬業者だけでは収集が困難な場合には、県に支援を要請し、収集運搬体制を確保します。

(3) 山形県と事業者間の災害時応援協定

し尿等処理に係る協定を表24に示します。

表24 災害時の応援協定

| 協 定 名 | 協 定 先 | 締結年月日 | 内 容 |
|-------------------------------|-----------------|------------|------------------------------|
| 災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定 | 山形県環境整備事業協同組合 | 平成18年3月29日 | し尿、浄化槽汚泥等の収集運搬 |
| 災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定 | 公益社団法人山形県水質保全協会 | 平成27年6月29日 | 下水道汚水、し尿、浄化槽汚泥等の収集運搬、浄化槽の点検等 |

(4) 災害発生時におけるし尿収集想定量

災害発生時におけるし尿収集想定量及び仮設トイレの想定基数は、次の方法により推計します。

| |
|--|
| <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する避難者全員が仮設トイレを利用する。 断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、避難所の仮設トイレを利用すると仮定する。 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障をきたす世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等によりトイレ用水を確保し、自宅トイレを使用すると仮定する。 <p>し尿収集想定量 (t/日)</p> <p>= 災害時におけるし尿収集想定人数 × 1人1日平均排出量</p> <p>= (① 仮設トイレ想定人数 + ② 非水洗化区域し尿収集人口) × ③ 1人1日平均排出量</p> <p>① 仮設トイレ想定人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ想定人数</p> <p>避難者数: 避難所へ避難する住民数</p> <p>断水による仮設トイレ想定人数 = {水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)} × 上水道支障率 × 1/2</p> <p>水洗化人口 : 平常時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)</p> <p>総人口 : 水洗化人口 + 非水洗化人口</p> <p>上水道支障率: 地震による上水道の被害率</p> <p>1/2 : 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障をきたす世帯のうち約1/2の市民と仮定</p> <p>② 非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - {避難者数 × (非水洗化人口 / 総人口)}</p> <p>③ 1人1日平均排出量 = 1.7ℓ / 人・日</p> <p>仮設トイレの想定基数</p> <p>= 仮設トイレ想定人数 / 仮設トイレ設置目安 (78.4 人/基)</p> <p>仮設トイレ設置目安 = 仮設トイレ容量 / し尿1人1日平均排出量 / 収集計画</p> <p>仮設トイレの平均的容量: 400ℓ</p> <p>し尿の1人1日平均排出量: 1.7ℓ / 人・日</p> <p>収集計画: 3日に1回の収集</p> <p style="text-align: right;">出典: 災害廃棄物対策指針 (一部修正)</p> |
|--|

上記の推計方法を用いて推計した結果、本市における災害発生後のし尿収集想定量及び仮設トイレ想定基数は、表25のとおり。

表25 し尿収集想定量及び仮設トイレ想定基数

| 総人口 | 水洗化人口 | 非水洗化人口 | 避難者数 | 非水洗化区域し尿収集人口 |
|----------|----------------|-----------|------------|--------------|
| 28,855 人 | 26,160 人 | 2,695 人 | 3,767 人 | 2,352 人 |
| 上水道支障率 | 断水による仮設トイレ想定人数 | 仮設トイレ想定人数 | し尿収集想定容量 | 仮設トイレ想定数 |
| 98.4 % | 11,190 人 | 14,957 人 | 29,425 ℓ/日 | 191 基 |

・総人口 (令和7年度南陽市一般廃棄物処理実施計画) より

・避難者数 (山形県地震被害想定調査～長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯～資料編 平成18年3月)

・水洗化人口、非水洗化人口 (令和7年度南陽市一般廃棄物処理実施計画)

・上水道支障率 (山形県地震被害想定調査～長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯～資料編 (平成18年3月))

(5) 仮設トイレの確保

仮設トイレの確保は、山形県災害廃棄物処理計画に基づき県(循環型社会推進課)に支援を要請します。

資料編

災害時等における応急対策活動に関する協定書

南陽市(以下「甲」という。)と南陽市建設業経営者協会、南陽市建設クラブ、南陽市建設同友会(以下「乙」という。)とは、南陽市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設(以下「公共施設等」という。)の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害応急対策活動(以下「応急対策」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

(協力の要請)

第3条 甲が災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

(要請の方法等)

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 甲及び乙は、連絡体制及び連絡方法等について確認し、災害等に支障をきたさないよう、日ごろから点検及び改善に努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(労災補償)

第 8 条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第 9 条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定の実施に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第 11 条 この協定の期間は、協定締結からの日から 1 年とする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に 1 年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 3 月 24 日

甲 山形県南陽市三間通 4 3 6 番地の 1

南陽市長 塩田 秀雄

乙 山形県南陽市若狭郷屋 8 3 9 番地の 1

南陽市建設業経営者協会
会 長 加藤 俊郎

山形県南陽市池黒 1530 番地

南陽市建設クラブ
会 長 紺野 秀幸

山形県南陽市長岡 562 番地の 1

南陽市建設同友会
会 長 石川 剛

災害時における人命救助活動等への支援及び 建築物の解体撤去等に関する協定書

南陽市(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県解体工事業協会(以下「乙」という。)は、災害時における人命救助活動等への支援及び建築物の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が市内で発生した場合、甲が実施する人命救助活動等への支援及び被災した建築物等の解体撤去並びに災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等を、乙の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により倒壊し、又は焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(業務の種類)

第3条 甲が乙の協力を得て実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 人命救助活動等に対する人的支援等に関する業務
- (2) 建築物等の解体撤去に関する業務
- (3) 災害廃棄物の撤去に関する業務
- (4) 災害廃棄物の収集・運搬に関する業務
- (5) 災害廃棄物の処分に関する業務
- (6) その他前各号に係る必要な業務

(協力の要請)

第4条 甲は、前条各号に掲げる業務(以下「災害応援業務」という。)を必要とするときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害発生場所と災害の状況
- (2) 要請する協力の具体的な内容
- (3) 現場において指示を発する職員(以下「現地責任者」という。)の職氏名及び連絡方法等
- (4) その他必要な事項

(協力の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、当該災害応援業務を担当する乙の協会員を速やかに出動させ、災害応援業務に当たらせるものとする。

2 乙が災害応援業務に乙の協会員を出動させるときは、甲に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 担当する協会員名

(2) 現場に派遣する責任者の職氏名及び連絡方法等

(3) 派遣人員並びに資機材の種類及び数量

(4) その他必要な事項

3 乙は、災害応援業務の実施に当たっては、甲の現地責任者の指示を受けるものとする。ただし、甲の現地責任者の指示が受けられないときは、乙は、自ら第4条の協力の要請の内容に従い、災害応援業務に当たるものとする。

4 乙は、第3条第2号から第5号の業務に当たるときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 周囲の安全並びに生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙が災害応援業務を円滑に実施できるように、市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害応援業務に当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

(仮置場)

第7条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、甲が確保する。

(業務の報告)

第8条 乙は、第5条第1項の規定により災害応援業務の実施に当たったときは、次に掲げる事項を記載した文書により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害応援業務を行った場所及び具体的な実施内容

(2) 災害応援業務に要した人数及び作業時間数

(3) 災害応援業務に使用した資機材の種類、台数及び使用時間

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 甲の要請により乙が災害応援業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害時直前における通常の価格を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(事故の報告)

第10条 乙は、災害応援業務に当たった際に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第11条 第4条の要請に基づき実施した災害応援業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損失補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令によるものとする。

(連絡体制)

第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては危機管理課、乙においては一般社団法人山形県解体工事業協会事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月23日

甲 南陽市三間通436番地の1
南陽市長 塩田 秀雄

乙 山形市久保田二丁目1番47号
一般社団法人山形県解体工事業協会
代表理事 井上 尚

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

南陽市(以下「甲」という。)と南陽アメニティ企業体(以下「乙」という。)は、南陽市内での大規模災害時における災害廃棄物の収集、運搬及び処分(以下「災害廃棄物の処理等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、南陽市内において、豪雨、洪水、地震その他異常な天然現象により生ずる広域的な大規模災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合に、南陽市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、生活環境及び公衆衛生の保全を図る上で特に必要となる災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害によって罹災家屋から排出される家財道具等の罹災物で、災害の種類や規模に応じて甲が別に定めたものをいう。

(要請内容)

第3条 甲は、次の各号の災害廃棄物の処理等について、乙に対し協力を要請する。

- (1) 罹災家屋の敷地又は地区の指定場所等に仮置きされた災害廃棄物の分別・収集
- (2) 甲が指定した廃棄物処理施設までの運搬
- (3) 甲が災害廃棄物集積場として設置した一時仮置場までの運搬
- (4) 前号の一時仮置場に集積された災害廃棄物処理等に係る業務協力
- (5) その他前各号に係る必要な業務

(要請手続き)

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、大規模災害時における災害廃棄物の処理等協力要請書(別記様式第1号)により通知する。ただし、これにより難しい場合は、南陽市役所内において口頭で要請し、事後速やかに文書で通知する。

(協力体制)

第5条 乙は、甲からの協力要請があったときは、必要となる人員、車両等の確保を図り、可能な限り協力を行う。

(構成事業所)

第6条 本協定において協力する乙の構成事業所は、「南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づく「一般廃棄物収集運搬業」の許可を甲から受けている別表に掲げる事業所とする。

(連絡責任者)

第7条 乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を構成事業所に対し連絡する。

(費用負担)

第8条 甲の要請を受けて、乙が実施する災害廃棄物の収集運搬費及び災害廃棄物の受入先での処分費については、甲が負担する。

(業務の実施)

第9条 本業務の実施に当たっては、別途随意契約による業務委託契約の締結を行った後に開始し、その業務委託価格は、大規模災害発生時直前における適正な価格を基準とする。

(労災補償)

第10条 本業務の履行に当たり、作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の構成事業所の労災保険等により補償する。

(損害の負担)

第11条 乙は、本業務の履行につき生じた損害(第三者に及ぼした損害含む。)について、一切の責任を負うものとする。ただし、その損害の発生が乙の責めに帰さない理由による場合は、甲乙が協議して定める。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1月前までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合、又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は2年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。また、乙の構成事業所は、本書(写し)をそれぞれに1通保有する。

平成29年7月4日

甲 山形県南陽市三間通436番地の1

南陽市長 白岩孝夫

乙 山形県南陽市宮内2992番地の11

南陽アメニティ企業体

代表 尾形啓一郎

別表(第6条関係)

南陽アメニティ企業体 構成事業所名簿

| No. | 事業所名 | 代表者名 | 住所 | 電話番号 |
|-----|------------------|--------|----------------------|---------|
| 1 | 尾形興業 有限会社 | 尾形 啓一郎 | 南陽市宮内 2992 番地の 11 | 47-2537 |
| 2 | 有限会社 県南エコサービス | 島貫 利幸 | 南陽市鍋田 1934 番地の 7 | 43-4247 |
| 3 | 有限会社 南陽清掃社 | 高橋 茂明 | 南陽市赤湯 814 番地 | 43-2205 |
| 4 | 有限会社 今泉商店 | 今泉 宏 | 南陽市若狭郷屋 608 番地の 6 | 43-2290 |
| 5 | 株式会社 大竹商店 | 大竹 洋子 | 南陽市宮内 3089 番地 | 47-2211 |
| 6 | 有限会社 山形マルティ | 高橋 春夫 | 南陽市上野 1531 番地の 3 | 40-2290 |

(備考)

南陽アメニティ企業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項」及び「南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 6 条第 1 項」の規定により、南陽市から「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けている全 6 事業所で構成する組織。

大規模水害時における現地仮置き袋詰土砂の 収集運搬に関する協定書

南陽市(以下「甲」という。)と南陽市建設業経営者協会、南陽市建設クラブ、南陽市建設同友会(以下「乙」という。)は、南陽市内での大規模水害時において被災現地に仮置きされる袋詰土砂の収集及び運搬(以下「袋詰土砂の収集運搬」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、南陽市内において、豪雨や長雨、その他の異常な天然現象により生ずる大規模水害(以下「大規模水害」という。)が発生し、市街地や集落地に河川等氾濫土砂が流入した場合に、甲が乙に対し、生活環境及び公衆衛生の保全を図る上で必要となる袋詰土砂の収集運搬の協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、「袋詰土砂」とは、大規模水害により住宅敷地内等に流入した堆積土砂を罹災者又は災害ボランティア等の協力によって土嚢袋等に袋詰めされる撤去土砂をいう。

(要請内容)

第3条 甲は、次の各号の袋詰土砂の収集運搬について、乙に協力を要請する。

- (1)罹災家屋敷地内又は地区指定場所等の現地仮置き袋詰土砂の積込み
- (2)甲が指定する仮置場、又は処理施設までの運搬
- (3)その他前各号に係る必要な業務

(要請手続)

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、大規模水害時における現地仮置き袋詰土砂の収集運搬協力要請書(別記様式第1号)により通知する。ただし、これにより難しい場合は、南陽市役所内において口頭で要請し、事後速やかに文書で通知する。

(協力体制)

第5条 乙は、甲からの協力要請があったときは、速やかに会員へ連絡し必要となる人員、車両等の確保を図り可能な限り協力を行う。

また、協力をを行う際には、本協定と同じ協定を締結している南陽市建設クラブ及び南陽市建設同友会と連携・調整を図り実施する。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(費用負担)

第7条 袋詰土砂の収集運搬費及び処理施設での処分費については、甲が負担する。

(業務の実施)

第8条 本業務の実施に当たっては、別途随意契約による業務委託契約の締結後に開始し、その業務委託価格は、大規模水害発生時直前における適正な価格を基準とする。

(労災補償)

第9条 本業務の履行に当たり、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険等により補償する。

(損害賠償)

第10条 本業務の履行に当たり損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議のうえ定める。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は2年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年7月29日

甲 山形県南陽市三間通436番地の1
南陽市長 白 岩 孝 夫

乙 山形県南陽市若狭郷屋839番地の1
南陽市建設業経営者協会
会 長 齋 藤 剛

山形県南陽市池黒1530番地
南陽市建設クラブ
会 長 紺 野 秀 幸

山形県南陽市長岡562番地の1
南陽市建設同友会
会 長 石 川 剛

非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

南陽市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南陽市内での非常災害時における災害廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条の2の規定に基づき甲及び乙が連携し、及び協力して行うために必要な事項を定め、もって南陽市災害廃棄物処理計画に沿った当該災害廃棄物の適正及び迅速かつ円滑な処理に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 災害により生じた廃棄物をいう。
- (3) 災害廃棄物処理事業 災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害廃棄物処理事業の実施について、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）があったときは、甲が実施する災害廃棄物処理事業に可能な限り協力する。

2 乙は、災害廃棄物処理事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別、処理及び再資源化を行い、最終処分量を最小とするよう努めること。

（相互の連携・協力体制の確保及び役割）

第5条 甲及び乙は、相互の適切な役割分担の下、連携し、及び協力するとともに災害廃棄物処理事業に関する情報を共有するなどして災害廃棄物処理事業の実施に努めるものとする。

2 甲は、災害廃棄物処理事業の実施に当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 仮置場を確保すること。
- (2) 災害廃棄物の発生量、仮置場の状況等の基本的な情報を集約すること。
- (3) 必要に応じ、市域を越えた人的支援及び広域処理について調整すること。
- (4) 甲及び乙の常時連絡が可能な連絡先の一覧を調製すること。
- (5) 災害廃棄物処理事業に関する乙との情報交換の場を設けること。

3 乙は、災害廃棄物処理事業の実施に当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 仮置場における災害廃棄物の分別に係る人材及び機材を投入すること。
- (2) 災害廃棄物の性状に応じ適正な処理ルートを構築すること。
- (3) 災害廃棄物の処理に関する技術的な情報を甲に提供すること。
- (4) 乙の会員相互の連携強化及び災害廃棄物処理事業の実施のための行動計画等の整備を図り、災害廃棄物処理事業に対する協力体制を確保すること。

（要請の手続等）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙が前条第3項の措置を講ずるために必要な事項を、文書で乙に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により協力要請をし、後日速やかに文書で乙に通知するものとする。

2 協力要請に当たり、次に掲げる事項については、災害の状況等により個別に甲乙協議するものとする。

- (1) 仮置場の管理方法及び運用方法
- (2) 災害廃棄物の処分及び再生利用の方法並びに処理施設の選定

- (3) 災害廃棄物の収集・運搬の方法、荷姿、運搬の経路、処理施設への搬入の時間帯、運搬車両の種類、積載量及び登録番号並びに災害廃棄物の運搬車両であることの表示方法
- (4) 災害廃棄物の発生量に基づく仮置場からの1日当たりの搬出計画
- (5) 協力要請に基づく乙による災害廃棄物処理事業の開始及び終了の時期
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害廃棄物の適正な処理に必要な事項

(報告)

第7条 乙は、協力要請に基づき災害廃棄物処理事業を実施したときは、速やかに文書で甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 協力要請に基づき乙が実施する災害廃棄物処理事業は、有償契約に基づくものであることを前提とし、甲が負担する費用の額は、甲と乙が締結する委託契約で定めるものとする。

(損害補償)

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理事業に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の定めるところによる。

(連絡体制)

第10条 この協定に基づく業務に関する連絡窓口は、甲においては市民課とし、乙においては一般社団法人山形県産業資源循環協会事務局とする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。
ただし、当該期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から文書による終了の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を当該期間の満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7年 3月 4日

甲 南陽市三間通436番の1

南陽市長 白岩孝夫

乙 山形市緑町一丁目9番30号

一般社団法人山形県産業資源循環協会

会長 鈴木隆

り災ごみ搬入時のお願い

【別紙】

千代田クリーンセンターに搬入されるり災ごみは、焼却施設で燃やして処理する可燃性ごみと破砕処理施設で処理される不燃性ごみがあります。

焼却施設や破砕処理施設では、分別の不徹底や大きさ・長さが不適切なものの搬入により、設備機器類の故障の原因となっています。置賜全域から搬入されるごみを円滑に適正処理できるよう下記の受け入れ基準を守って搬入くださいますようお願いいたします。

受入出来ないごみ

- 基礎コンクリートや瓦礫・外壁材
 - ・石膏ボード、金属サイディング等
- 事業活動で使用していたもので不燃性のもの
 - ・機械器具（農機具や事務所等で使用していた機器）
 - ・多量のゴム、ビニール類（農業用ビニール等）
- 危険なものなど
 - ・消火器、ガスボンベ、バイク、バッテリー
 - ・薬品類、農薬、塗料
 - ・油類（灯油・ガソリン・廃油など）
- リサイクル法で定めているもの
 - ・冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、冷凍庫、衣類乾燥機
 - ・パソコン
- その他
 - ・センターで適正処理できないもの（浄化槽、ボイラー等）

受入出来るごみ

- 燃やすごみ
 - ・木材、紙類、布類、厨芥類
 （受入出来ますが、前処理を必要とするものがありますので分別して搬入してください。）
- 燃やさないごみ
 - ・金属類（石油ストーブや台所用品等）
 - ・家電製品（リサイクル法以外のもの）
 - ・ガラスやプラスチック類（窓ガラスや各種容器類など）

燃やすごみと燃やさないごみは混ぜないで!

木材搬入の注意点

り災ごみの大半は、火災に遭った家屋の柱や構造材の木材となっています。しかし、千代田クリーンセンターの焼却施設のごみ投入口は「ダイオキシン対策特別措置法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の構造上の技術基準に合致した施設のため狭くなっており、大きなものや長いものが入らない構造になっています。そのため、センターでは、切断式の前処理機を設け細かく切断して処理しています。一度に大量に搬入される「り災の木材」については、対応が困難なため、下記条件での受入を行っておりますので注意してください。



★ 手降ろしの場合 ★

- 車両：2t車両まで
（ダンプ車両でないもの）
搬入量：1t/回まで
大きさ：長さ2mまで
太さ20cmまで



★ ダンプ車両の場合 ★

- （ごみピットへ直接投入）
車両：11tダンプ車両まで
搬入量：搬入時飛散しない量
大きさ：長さ50cmまで
太さ20cmまで

※ ダンプ車は、木材搬入の場合のみです。搬入時に荷台のごみを確認させて頂きます。混載や大きさの条件に合わない場合は、荷台での分別が困難なため受入出来ませんのでご注意ください。

注意 り災ごみ搬入時のその他の注意点

- 火災によるり災ごみは、消火確認後24時間経過後に搬入してください。
- スプレー缶等は、穴を開けてください。
- 乾電池、蛍光管は、他のごみと分けてください。
- 市役所又は町役場の環境担当課で発行する「廃棄物処理手数料減免申請書」を持参して、ごみ搬入窓口に提出してください。

わからないことがあったら？

置賜広域行政事務組合
千代田クリーンセンター
高島町大字夏茂2933
☎ 0238 (57) 4004

までお問い合わせください。

1 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、**災害等廃棄物処理事業費補助金**により被災市町村を財政的に支援する。

2. 概要

事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

対象事業

市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

補助率 1/2

補助根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第25条

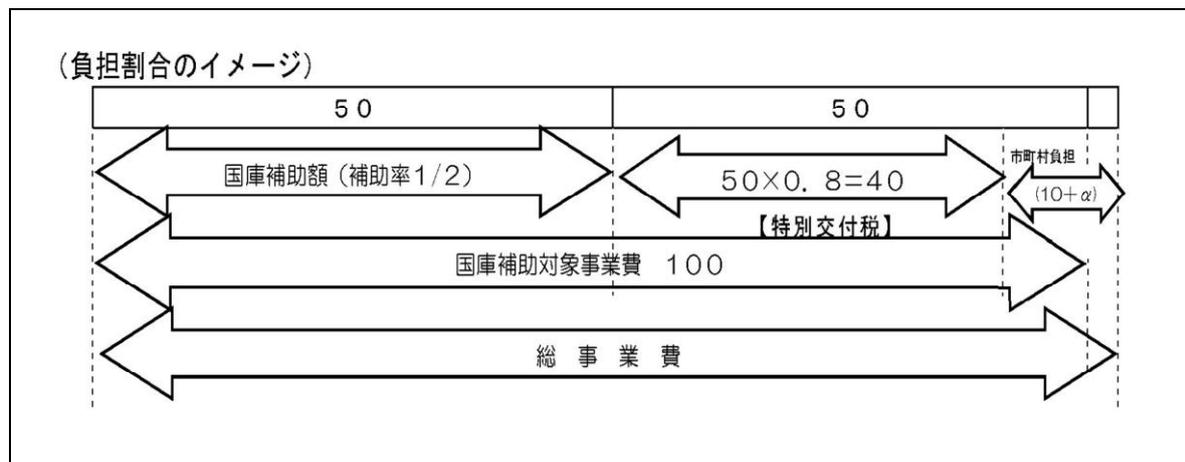
法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の2分の1以内の額について行うものとする。

（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
- ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）

その他

本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。



【激甚災害時】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条に基づき、地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の57%）

【特定非常災害時】

地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の95%）

なお、起債措置（災害対策債）の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置

また、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う災害廃棄物処理事業において、当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、該当都道府県に災害廃棄物処理基金を設置

2 堆積土砂排除事業（国土交通省）及び災害等廃棄物処理事業（環境省）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）

事務連絡
令和6年10月28日

各都道府県

農地農業用施設災害復旧事業担当部長 殿
（各地方農政局等経由）

都道府県・政令市

都市局所管、水管理・国土保全局所管
災害復旧事業担当部長 殿

各都道府県

災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

農林水産省

農村振興局整備部防災課災害対策室長

国土交通省

都市局都市安全課都市防災調整官

水管理・国土保全局防災課総括災害査定官

環境省

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）

堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和37年8月14日付け建設省都発第194号）第2定義9に規定）及び災害等廃棄物処理事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定）が連携する場合の申請のワンストップ化や申請書類の簡素化等については、堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）（令和元年10月18日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長・国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡）により行われているところではあるが、今般、別紙のとおり一部を改正することとしたのでご留意願いたい。

「堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）（令和元年10月18日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長・国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡）」は廃止する。

なお、貴管内市町村（都市局所管、水管理・国土保全局所管災害復旧事業担当部局においては、指定都市を除く。）に対しては、貴職より周知方お願いする。

堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業が連携する場合における国庫補助申請に当たっての留意事項（一部改正）

第1 目的

本留意事項は、堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業が連携し、一括撤去（以下「連携事業」という。）する場合における申請のワンストップ化や申請書類の簡素化を定めることにより、地方公共団体の事務負担を軽減することを目的とする。

第2 対象事業

同一地区内において連携事業を実施するもの。

なお、連携事業を実施せず、単独で実施する場合は従来どおりそれぞれに申請するものとする。

第3 申請書類のワンストップ化

第2に該当する市町村又は当該市町村が行う申請を経由する都道府県は、以下に掲げる国土交通省又は環境省担当部局のいずれか一方に両事業の申請書を一括送付すれば足りるものとする。なお、従来どおり担当部局双方へそれぞれ申請することも可能とする。

【担当部局】

国土交通省都市局都市安全課指導係

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第二係

第4 申請書類の簡素化

一 申請書類の作成単位（箇所）の取扱いは以下によるものとする。

(1) 堆積土砂排除事業

- ① 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000 m³以上の場合、市町村ごとに一箇所とする。
- ② 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000 m³未満であって、2,000 m³以上の一団をなす堆積土砂がある場合、当該堆積土砂ごとに一箇所とする。
- ③ 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000 m³未満であって、50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2,000 m³以上となる場合、当該堆積土砂ごとに一箇所とする。

(2) 災害等廃棄物処理事業

市町村ごとに一箇所とする。

二 申請に必要な書類

(1) 堆積土砂排除事業

① 国庫補助申請時

- ・国土交通大臣あて申請書鑑（国庫補助申請）
- ・目論見書
- ・設計書

② 設計変更時

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20に基づくものとする。

(2) 災害等廃棄物処理事業

① 国庫補助申請時

- ・環境大臣あて申請書鑑
- ・事業費算出内訳

② 事業計画変更時

「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて」（平成28年2月22日環廃企発第1602221号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・環廃対発第16022210号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・環産廃発第1602225号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）に基づくものとする。

(3) 共用する書類

① 箇所図

② 気象資料

③ 原因状況資料

④ 図面・写真

⑤ 堆積土砂量及び災害廃棄物量の推計資料

・土砂については、「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（改正）」（令和3年10月29日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長通知）に基づき事前に協議したものを引用することができるものとする。

・土砂混じりがれきについては、「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項について（改正）」（令和3年10月29日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長通知）第2-(1)又は(2)で定める推計方法に準じて算出したものを引用することができるものとする。

この場合、前記推計方法の適用に当たっては、「土砂」又は「堆積土砂」を「土砂混じりがれき」と、「宅地堆積土量」を「土砂混じりがれき量」と読み替えるものとする。

・土砂混じりがれき以外の災害廃棄物については、「環境省実地調査について（改正）」（令和5年6月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）の参考資料に基づき算出したものを活用できるものとする。

⑥ 堆積土砂・災害廃棄物の処理フロー

⑦ 事業費積算内訳

堆積土砂排除事業及び災害等廃棄物処理事業に要する費目・費用を一括記載し

たもので差し支えないが、そのうちそれぞれの事業の対象となる費用について確認できるよう、別途追記や着色等の方法により明示するものとする。

⑧ その他

①から⑦以外で必要となる書類を添付するものとする。

三 事業費積算内訳作成時の注意事項

(1) 直接工事費

① 堆積土砂と災害廃棄物が区別されている作業に係る費用

各々で計上するものとする。

(例) ・ 分別後の堆積土砂運搬・処分費用 → 堆積土砂排除事業
・ 分別後の災害廃棄物運搬・処分費用 → 災害等廃棄物処理事業

② 堆積土砂と災害廃棄物が混在する作業に係る費用

堆積土砂と災害廃棄物の重量比で按分する。なお、前記二(3)⑤の推計資料を活用する場合は、当該資料で得られた堆積土砂量及び災害廃棄物量に基づき按分するものとする。この場合、土砂混じりがれき量については、他に按分する方法がない場合は堆積土砂量として取り扱うものとする。

堆積土砂の体積を重量に換算する場合については、土砂 $1\text{ m}^3=1.8\text{ t}$ 、流木 $1\text{ m}^3=0.8\text{ t}$ を標準とし、その他これによりがたいものは、別途実地調査前までの実績等から算出したものを用いるものとする。

(例) ・ 堆積土砂と災害廃棄物が混在するものの積込み・運搬費用

(このうち、市町村長が堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて直接排除したものについては、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行ったものであるものとみなす。)

・ 堆積土砂と災害廃棄物が混在するものの分別費用(分別場所の整備費用(路盤整備等)、分別費用(人件費)、分別場所の撤去費用 等)

なお、上記で得られた按分比率は推計量に基づくものであることから、実際に要した費用を両事業へ按分する際には実績量に基づき行うこととなるので予め申し添える。

(2) 諸経費

都市災害復旧事業事務取扱方針(昭和37年8月14日付け建設省都発第194号)第8及び附則1(4)に基づき積算を行った上で、堆積土砂排除事業と災害等廃棄物処理事業との直接工事費比率に応じてそれぞれの事業に按分する。なお、災害等廃棄物処理事業に按分された諸経費については、原則、諸経費率15%以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率が補助対象となり、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができるものとする。